

白監第57号
令和7年12月19日

請求人 [REDACTED] 様

白子町監査委員 地引久貴 

白子町監査委員 大多和秀 

白子町職員措置請求の監査結果について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により、令和7年10月22日付けで提出されました白子町職員措置請求について、同条第5項の規定に基づき監査した結果を次のとおり通知します。

記

第1 請求人

住所 白子町[REDACTED]

氏名 [REDACTED]

第2 請求の内容

請求人から令和7年10月22日に提出された白子町職員措置請求書及びその事実を証する書面の内容をまとめると以下のとおりである。

（令和7年10月22日白子町職員措置請求書）

第1 請求の要旨

1 請求の趣旨

- (1) 白子町長 緑川 輝男（以下、「町長」という。）は、白子町地域プロジェクトマネージャーであった今井 恵一（以下、「元職員」という。）に対し、令和7年4月30日付返還請求書により請求した給与返還債権126万円について、直ちに民事訴訟を含む適切な債権回収措置をせよ。
- (2) 町長は、元職員に対し、支払期限である令和7年5月31日以降現在まで支払いを怠っていることによる遅延損害金として、元本126万円に対し令和7年6月1日から完済まで年3%の割合による金員の支払いを請求せよ。
- (3) 町長は、町に対し、前項の債権回収を怠ったことにより町が被った財政上の損害相当額及びこれに対する遅延損害金相当額を支払え。

第2 請求の原因

1 本件措置請求の概要

本件措置請求は、白子町地域プロジェクトマネージャーとして勤務していた元職員（甲1号証）が、令和6年10月ごろから、4か月間にわたり勤務時間の約7割を私的なインターネット閲覧に費やしていたことが判明し、町が懲戒処分を行った上で給与返還請求を実施したにもかかわらず、町長が合理的理由なく債権回収措置を怠り続けていることについて、適切な債権回収の実施及び回収を怠ったことによる財政損失の補填を求めるものである。

2 懲戒処分と給与返還請求の経緯

(1) 懲戒処分の実施

町は、令和7年3月19日、企画財政課に所属していた元職員について、令和6年10月頃から令和7年2月頃までの約4か月間、勤務時間の約7割を株価確認や求人情報検索など私的なインターネット閲覧に費やしていたことを理由として、停職1か月の懲戒処分を行った（甲2号証）。

(2) 石井前町長による返還請求の表明

令和7年3月27日付で措置請求者が代表を務める市民オンブズマンの会白子から提出された公開質問状に対し、町長は令和7年4月3日付回答書において、「給料4ヶ月分の7割の金額を基準とし、金額を精査し令和7年4月30日までに返還請求する」旨回答した（甲3号証）。

(3) 給与返還請求書の発出

上記町長回答に基づき、町は令和7年4月30日付で元職員に対し、給与126万円の返還請求書を発出し、支払期限を令和7年5月31日とした（甲4号証）。

3 町長による債権回収の不履行

(1) 債権回収措置の完全な放置

支払期限である令和7年5月31日から現在に至るまで、町からの回答によれば、町長は督促状の発送や法的措置等、必要な債権回収措置を講じていない。

(2) 住民に対する背信行為

町長は、同会からの質問に対し、公式文書で返還請求を行う旨を明言したにもかかわらず、その後の債権回収を完全に放置していることは、住民に対する重大な背信行為である。

4 債権管理義務違反の重大性

(1) 地方自治法第240条第1項違反

地方自治法第240条第1項は、「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の債権について、時効による消滅その他の事由による権利の消滅を防止し、その保全及び取立てに努めなければならない」と規定している。この点、債権の性質は異なるものの、例えば地方税法第329条の2は、

納期限後 20 日以内に督促状を発する法的義務を義務付けており、また、香川県坂出市の債権管理マニュアルには、本件のような私債権についても、「税との均衡を保つため、納期限後 20 日以内に督促状を発する」旨定めている。

このように、町長には債権回収の法的義務があるところ、租税債権の回収と異なり支払期限から 4 か月以上経過しても、督促等を行わなかった行為は、上記法的義務に違反する財務会計上の怠る事実である。

(2) 時効完成による権利消滅の危険

当該債権は不当利得返還請求権として民法第 166 条第 1 項により 5 年の消滅時効にかかる。現在の状況が継続すれば、時効が完成し、町民の貴重な財産である 126 万円が回収不能となる重大な危険がある。

(3) 納税者に対する背信行為

元職員の給与は町民の税金から支払われたものである。その不当部分の回収を怠ることは、納税者に対する重大な背信行為であり、地方財政運営の根幹を揺るがす不当な行為である。

5 一般住民に対する処分との不均衡

町は、元職員に対しては適切に懲戒処分を行い、かつ給与返還請求まで実施したにもかかわらず、その後の債権回収については完全に放置している。

一般住民に対する租税債権については前記の督促や、差し押さえ等の強制処分がなされる一方で、職員に対する債権のみを放置することは、債権回収における公平性・一貫性を著しく欠く不当な取扱いと言わざるを得ない。

6 財政損失の発生と継続

(1) 遅延損害金請求権の不行使

民法第 419 条により、債務者が期限後に履行遅滞に陥った場合、債権者は遅延損害金を請求することができる。町長が遅延損害金の請求を怠ることにより、町は本来得られるべき収入を逸失し続けている。

令和 7 年 6 月 1 日から現在まで約 4 か月半が経過し、元本 126 万円に対する年 3 % の遅延損害金約 1 万 5 千円相当の逸失利益が発生している。

(2) 債権価値の毀損

町長が債権回収措置を怠ることにより、当該債権の回収可能性は時間の経過とともに低下し、町の財産価値が毀損されている。

7 怠る事実

前記のとおり、町長が、明確な債権回収義務があるにもかかわらず、合理的理由なく回収措置を怠り続けることは、財産の管理を怠る事実となる。

8 遅延損害金について

町長が適切に債権回収措置を行わないことにより町が被った財政損失については、令和 7 年 6 月 1 日から返還完了まで、民法所定の法定利率(年 3 %)による遅延損害金を加算して請求すべきである。

9 結論

前記のとおり、当該債権に対する回収措置の不履行は、地方自治法第240条第1項に違反し、かつ現在も町に継続的な財政損失をもたらしている違法な怠る事実である。

よって、請求者は、白子町監査委員に対し、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、町長による本件怠る事実に係る上記請求につき厳正な措置を求める。

10 補足

(1) 措置請求における判断基準時点について

住民監査請求の監査は、措置請求時点の事実関係を基準として行うべきである。

この点、措置請求者が過去に行った措置請求結果（令和3年白子町監査委員告示第3号）では、措置請求後に町が是正措置を講じたことを理由として請求を棄却する判断がなされた。しかし、措置請求後のは正は措置請求時点での違法性・不当性の判断に影響を与えるべきではない。

仮にこのような判断を認めるならば、行政にとって都合の悪い措置請求については、措置請求後、監査結果前に事後的な是正措置を講じることにより、すべて棄却することが可能となってしまう。

しかし、これは住民監査請求制度を形骸化させる極めて不当な解釈である。

したがって、本件措置請求について、仮に請求後に町が何らかのは正措置を講じたとしても、措置請求時点における違法性・不当性は厳然として存在する事実であり、監査委員はこれを適切に認定すべきである。住民監査請求制度の実効性確保のため、措置請求時点での事実関係に基づく厳正な判断を強く求める。

(添付されている事実証明書)

(令和7年10月22日白子町職員措置請求書)

- 1 甲1号証 元職員の弁解記録、経歴等
- 2 甲2号証 白子町職員の懲戒処分の公表について
- 3 甲3号証 公開質問状及び回答書
- 4 甲4号証 懲戒処分及び給与返還請求通知書

第3 請求の受理

令和7年10月22日に受付した「白子町職員措置請求書」による住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）については、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項に基づく要件を具備しているものと認め、令和7年10月30日付けで受理した。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

本件監査請求の要旨及び請求する措置並びに事実を証する書面から、債権に対する回収措置の不履行に係る「財産の管理を怠る事実」について、法令等に基づき監査を行う。

2 監査対象部署

町総務課

3 監査の期間

令和7年10月22日から令和7年12月19日まで

4 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第7項に規定する請求人からの証拠の提出については、令和7年10月22日に提出された。なお、請求人の陳述については、令和7年11月14日に実施した。

5 関係職員の調査

(1) 関係職員の調査

監査対象部署に関係書類の提出を求め、令和7年11月26日に総務課長、総務課長補佐から事情聴取を行った。なお、その際に関係書類である令和7年11月26日実施白監第44号分に関する意見聴取資料（総務課）（乙1号証）が提出された。

(2) 調査の要旨

関係書類の確認、精査及び関係職員の事情聴取を行い、本件監査請求に係る財産の管理を怠る事実の有無について調査する。

6 補助職員の交替

監査に関する担当書記について、監査の公正性確保の観点から補助職員の交替を実施。令和7年11月4日に事務分担を変更。

第5 監査の結果

1 事実の確認

監査対象事項に関し、請求人から提出された本件監査請求及び関係職員の調査並びに提出された書類、また、これらに係る法令等から、次の事実を確認した。

(1) 懲戒処分

令和7年3月19日付け白総第2972号の2の懲戒処分等通知書により通知あり。懲戒処分等の種類は令和7年3月21日より停職1ヶ月。

(2) 給与返還手続き

令和7年4月30日付け白総第364号の給料返還請求通知書により通知あり。請求金額は126万円也（2024年10月～2025年2月に支給された給料総額の約7割に相当する額）。支払期限は令和7年5月31日。

(3) 債権回収手続き

令和7年5月31日以降、町長による督促状の発送や法的措置等、債権回

取に関する措置は確認できない。

(4) 千葉県市町村公平委員会裁決

令和7年10月29日付け令和7年千公審第1号の裁決により通知あり。

元白子町職員今井恵一が令和7年6月18日付けで提起（同日受付）した不利益処分に関する審査請求について、裁決あり。

処分者（白子町長 緑川 輝男（処分時の町長：石井和芳））が令和7年3月19日付けで請求人（今井 恵一）に対して行った「令和7年3月21日より停職1ヶ月」との懲戒処分を「戒告」との懲戒処分に修正する。

2 監査委員の判断

(1) 令和7年4月30日付返還請求書により請求した給与返還債権126万円について、直ちに民事訴訟を含む適切な債権回収措置をするよう求ることについて

ア 法第240条第2項は、「普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに關し必要な措置をとらなければならない。」と規定している。

また、地方税法（昭和25年法律第226号）第329条第1項は、「納税者（特別徴収の方法によって市町村民税を徴収される納税者を除く。以下本款において同様とする。）又は特別徴収義務者が納期限（第321条の11又は第328条の9の規定による更正又は決定があつた場合においては、不足税額又は不足金額の納期限をいい、納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下市町村民税について同様とする。）までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。」と規定している。

なお、令和7年10月22日付け提出された白子町職員措置請求中、「第2 請求の原因」・「4 債権管理義務違反の重大性」において、地方自治法第240条第1項と地方税法第329条の2の表記は誤りである可能性が高い。

イ 令和7年4月30日付け白総第364号の給料返還請求通知書では、支払期限を令和7年5月31日としているため（甲4号証）、地方税法第329条第1項の規定を当てはめると、概ね令和7年6月20日までには督促状を発しなければならない。しかしながら、督促状の発付は確認できていない。

ウ 令和7年11月26日実施白監第44号分に関する意見聴取資料（総務課）では、令和7年5月15日に今井恵一氏から総務課あてに申立書がメール送信されたことが確認でき、令和7年6月26日には千葉県公平委員会から審査請求の受理について通知があったことが確認できる（乙1号

証)。

エ 以上のとおり法令等の規定から、町長は早々に債権回収の措置を講ずべきであったと認められるが、一方で、事務手続きを確實に実施する観点から若干の時間がかかっていたと思料される中で、千葉県公平委員会から審査請求の受理について通知があったため、直ちに民事訴訟を含む債権回収手続きを執行しなかったことには相応の理由があると解せられる。

よって、町長による債権回収の不履行が、著しく債権回収措置の完全な放置や住民に対する背信行為に当たるとは認められず、令和7年4月30日付返還請求書により請求した給与返還債権126万円について、直ちに民事訴訟を含む適切な債権回収措置をするよう求めるについて、その主張は認められない。

オ 令和7年10月29日付け令和7年千公審第1号で通知された千葉県市町村公平委員会の裁決によると、元白子町職員今井恵一が令和7年6月18日付けで提起(同日受付)した不利益処分に関する審査請求について、処分者(白子町長 緑川 輝男(処分時の町長:石井和芳))が令和7年3月19日付けで請求人(今井 恵一)に対して行った「令和7年3月21日より停職1ヶ月」との懲戒処分を「戒告」との懲戒処分に修正する、と裁決されている(乙1号証)。

よって、今回の千葉県市町村公平委員会の裁決は、停職は不適切であり戒告に変更というもので、法的には当初から停職処分は存在しなかった、正当な懲戒処分は戒告であったと結論付けた。これにより本件の懲戒処分は、遡及的に戒告へ修正される。

カ 戒告処分と給与の関係としては、戒告は身分上の不利益のみであり、給与減額や不支給を伴わない懲戒処分である。したがって、戒告処分が正当な懲戒である以上、当該期間は適法に白子町職員として在職し、勤務義務を負う職員という評価となる。

当初の返還請求は、停職中は無給という前提であるので、支給済給与は法律上の原因を欠く支出(不当利得)という判断だったが、停職処分が遡及的に否定された結果、無給とする法的根拠が消滅した。その結果、給与支給は適法な支給に転化し不当利得ではなくなるため、給与返還請求を維持する法的根拠は喪失されたと解すべきである。

よって、令和7年11月13日付け白総第1850号の給料等返還請求取消通知書で126万円等の返還を取り消したことは是認できる。

(2) 支払期限である令和7年5月31日以降現在まで支払いを怠っていることによる遅延損害金として、元本126万円に対し令和7年6月1日から完済まで年3%の割合による金員の支払いを請求するよう求めるについて

上記(1)オ・カで示したとおり、支払期限である令和7年5月31日

以降現在まで支払いを怠っていることによる遅延損害金として、元本126万円に対し令和7年6月1日から完済まで年3%の割合による金員の支払いを請求するよう求めることについて、その主張は認められない。

(3) 町長は、町に対し、前項の債権回収を怠ったことにより町が被った財政上の損害相当額及びこれに対する遅延損害金相当額を支払うよう求めるについて

上記(1)オ・カで示したとおり、町長は、町に対し、前項の債権回収を怠ったことにより町が被った財政上の損害相当額及びこれに対する遅延損害金相当額を支払うよう求めることについて、その主張は認められない。

3 結論

以上により、本件について理由がないこととなるため、棄却する。

以上

乙 1 号証

令和 7 年 11 月 26 日実施

白監第 44 号分に関する意見聴取資料 (総務課)

○地域プロジェクトマネージャー（今井恵一）給料返還に関する経緯

日付	内容	結果等
1 令和6年12月20日	内部公益通報書の提出があった	通報者：企画財政課職員
2 令和7年1月17日	通報者に対し受理通知	書面を手渡し
3 令和7年3月3日	事実調査結果について、調査員から白子町公益通報委員長あてに提出	所属課による面接結果報告書により確認
4 ハ	公益通報委員会から町長へ調査結果報告	「通報内容の事実あり」との内容
5 令和7年3月18日	白子町職員懲戒審査会開催	内容：職務専念義務違反について 委員：教育長、課長3名
6 ハ	懲戒審査委員会から町長へ結果通知（答申）	戒告
7 令和7年3月19日	対象者へ通知	町長指示により停職1ヶ月の処分通知
8 令和7年3月24日	処分について公表	ホームページ、報道
9 令和7年4月30日	給料返還請求	・3月分 155,466円（欠勤分） ・10～2月の職務専念義務違反分 1,260,000円（給料月額の7割相当）
10 令和7年5月15日	今井氏より申立書の送付あり（メール）	
11 令和7年6月26日	千葉県公平委員会から審査請求の受理について通知あり	停職処分の取り消しを求める内容
12 令和7年7月17日	町からの答弁書を公平委員会へ送付	
13 令和7年7月29日	千葉県公平委員会より釈明書の提出について通知あり	懲戒処分が停職となった理由 ほか
14 令和7年8月13日	町からの釈明書を公平委員会へ送付	
15 令和7年9月30日	千葉県公平委員会より審理終了予定について通知あり	予定日 令和7年10月15日
16 令和7年11月4日	審査請求の裁決について通知あり	停職 → 戒告への処分修正の指示
17 令和7年11月13日	今井氏宛て懲戒処分修正通知書送付	停職 → 戒告に修正
18 ハ	今井氏宛て給料等返還請求取消通知書送付	

令和7年千公審第1号

裁決

審査請求人

処分者

当委員会は、元白子町職員今井恵一（以下「請求人」という。）が令和7年6月18日付けで提起（同日受付）した不利益処分に関する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主文

処分者が令和7年3月19日付けで請求人に対して行った「令和7年3月21日より停職1ヶ月」との懲戒処分を「戒告」との懲戒処分に修正する。

事実及び理由

第1 請求人の請求と処分者の答弁

1 請求人の請求

処分者が令和7年3月19日付けで請求人に対して行った「令和7年3月21日より停職1ヶ月」との懲戒処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める。

2 処分者の答弁

本件審査請求を棄却する。

第2 当委員会が採用した主張資料及び証拠資料

1 主張資料

(1) 請求人提出資料

- ① 審査請求書
- ② 令和7年9月1日付け反論書

(2) 処分者提出資料

- ① 令和7年7月17日付け答弁書
- ② 令和7年8月13日付け釈明書
- (3) 当委員会作成資料
 - ① 令和7年7月29日付け処分者に対する釈明依頼書
- 2 証拠資料
 - (1) 請求人申出資料
 - ① 書証 別紙「請求人の証拠説明書」記載のとおり。
※全て採用した。
 - (2) 処分者申出資料
 - ① 書証 別紙「処分者の証拠説明書」記載のとおり。
※全て採用した。
 - (3) 当委員会収集証拠
なし。

第3 事案の概要と争点

1 事案の概要

- (1) 処分者は、令和7年3月19日、白子町職員（本件処分当時の所属及び職名：企画財政課会計年度任用職員として地域プロジェクトマネージャーの職務に従事）であった請求人に対し、同日付け懲戒処分等通知書（白総第2972号の2。審査請求書添付）を読み上げて交付することにより本件処分をした。当該懲戒処分等通知書には、「令和7年2月28日に所属長より報告のあった職務専念義務違反事案については、非違行為に該当します。よって白子町職員の懲戒処分等の基準に関する規程により、下記の処分といたします。」との記載の下に本件処分が記載されているが、その他の記載はない。
- (2) 請求人は、本件処分には、弁明の機会の不付与、懲戒処分等通知書における処分事由記載不備・教示の欠缺、非違行為認定の事実誤認、量定不当等の違法があることを理由に本件審査請求を申し立てた。

2 用語の整理

当委員会は、以下に論述するにあたり、用語を次のとおり整理する。

(1) 法令・条例関係

- ① 地方公務員法（昭和25年法律第261号）を「地公法」という。
- ② 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和30年2月11日条例第18号。乙1）を「本件懲戒条例」という。
- ③ 白子町職員懲戒審査会規程（平成28年12月1日訓令第5号。乙2）を「本件懲戒審査会規程」という。
- ④ 白子町職員の懲戒処分等の基準に関する規程（平成28年12月1日

訓令第4号。乙3)を「本件懲戒処分基準規程」という。

(2) 懲戒審査会関係

- ① 令和7年3月18日に開催された本件処分に係る懲戒審査会を「本件懲戒審査会」という。
- ② 本件懲戒審査会に提出された資料については次のとおり整理する。
 - ・内部公益通報調査結果報告書(乙4の3)を「本件調査結果報告書」という。
 - ・今井恵一氏の職務専念義務違反事案に関する面接結果の報告書(乙4の4)を「本件面接結果報告書」という。
 - ・白子地域プロジェクトマネージャーによる職務専念義務違反に係る懲戒処分及び給与返還請求に関する意見書(乙4の5)を「本件懲戒処分等に関する意見書」という。

(3) 本件処分関係

- ① 上記令和7年3月19日付け懲戒処分等通知書(白総第2972号の2)を「本件懲戒処分等通知書」という。
- ② 上記「令和7年2月28日に所属長より報告のあった職務専念義務違反事案については、非違行為に該当します。よって白子町職員の懲戒処分等の基準に関する規程により」との記載を「本件処分に関する説明」という。

3 前提事実

以下に摘示する事実は当事者間に争いがないか、後掲証拠及び審査の全趣旨により容易に認定できる。

- (1) 請求人は、令和5年度から白子町企画財政課地域プロジェクトマネージャーとして、地域活性化、移住定住の推進、ふるさと納税の拡充等の職務に従事していたところ、令和6年度会計年度任用職員再度任用選考試験に合格し、任用期間(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)において同様の職務に従事していた(甲1)。
- (2) 請求人は、令和7年2月18日付け令和7年度会計年度任用職員再度任用選考に関する通知を受けたので、その条件である人事評価(期末)を受けた(甲2)。
同年3月7日、処分者は、請求人に対し、令和7年度会計年度任用職員再度任用選考試験に不合格となったことを通知した(甲3)。
- (3) 企画財政課長及び同課長補佐は、令和7年1月27日に実施された請求人の職務専念義務違反(業務時間内における私的ウェブ閲覧等)に関する調査結果に基づき、同年2月21日に請求人に対する面接調査を実施し、同年2月28日、処分者に対し、本件面接結果報告書を提出した(乙4の4)。

(4) 一方、同年3月3日、白子町公益通報委員会委員長職務代理者は、処分者に対し、同日受付に係る通報者（個人情報保護のため処分者により所属・役職・氏名が秘匿（黒塗り）されている）による公益通報に関する本件調査結果報告書を提出した（乙4の3）。

同年3月11日、当該公益通報者は、白子町職員懲戒審査会委員長職務代理者に対し、本件懲戒処分等に関する意見書を提出した（乙4の5）。

(5) 同年3月18日、懲戒審査会規程に基づいて設置された本件懲戒審査会が開催され、処分者から同月3日付けで諮詢された請求人に係る職務専念義務違反事案（業務中の私的なウェブ閲覧）について、本件懲戒処分基準規程に照らして審査した結果、同規程第3条第1号エに定める戒告とすることを決定した（乙5）。

当該審査にあたっては、本件面接結果報告書・本件調査結果報告書・本件懲戒処分等に関する意見書が資料として提出された。

(6) 同日、本件懲戒審査会委員長が処分者に対し、「戒告相当」の答申案について決裁伺いをして、翌19日、答申書を提出した（乙7）。

しかしながら、処分者から「3月21日より停職処分とする様指示する。給与の返還請求も指示する。」との指示が為された（乙8）。

この点、当委員会から処分者に対して、「職員懲戒審査委員会の答申書には「戒告」となっていた処分が「停職1ヶ月」に変更された理由」の説明を求めたところ、処分者は釈明書で「他自治体の事例も鑑みて判断を行いました。（参考）兵庫県加古川市、愛知県名古屋市」と釈明した。

(7) 同年3月19日、処分者は請求人に対し、本件懲戒処分等通知書を読み上げて交付することにより本件処分を通知した。

しかしながら、処分者は請求人に対し、地公法第49条第1項所定の処分事由説明書を交付しておらず、懲戒審査会へ提出された資料（乙6）には、「懲戒処分等通知書を町長が直接交付し、処分理由は口頭により説明したため。」と記載されていた。また、本件懲戒処分等通知書には地公法第49条第4項所定の教示に関する事項が記載されていない。

この点、当委員会から処分者に対して、「処分説明書は交付せず、町長が口頭で処分理由を説明したことだが、口頭で説明した具体的な内容」の説明を求めたところ、処分者は釈明書で「交付時の状況を再度確認したところ、処分内容のみを伝えており、処分理由の説明はありませんでした。」と釈明した。

(8) 同年4月30日、白子町は、請求人に対し、総務課長名で「令和7年3月給与等の返還請求について（通知）」（甲4）及び町長名で「給料返還請求通知書」（甲5）を発出した。「給料返還請求通知書」（甲5）には、①請求趣旨：職務専念義務違反により貴殿が勤務実態なく受領した給料相当額

の返還、②請求金額：金126万円（2024年10月～2025年2月に支給された給料総額の約7割に相当する額）と記載されており、2024年11月29日から2025年2月20日までの期間において収集したスクリーンショットを時系列に沿って整理した「業務外行為記録一覧」と題する書面が別紙として添付されている。

4 本件の判断枠組と検討すべき争点

(1) 本件の判断枠組

本件処分には、処分者の懲戒権の行使について、社会観念上著しく妥当を欠いて、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものと認められる違法が存在し、これにより、本件処分を取消し又は軽減修正しなければならないのかどうか（最高裁昭和52年12月20日第三小法廷判決（民集第31巻第7号1101頁）、最高裁平成24年1月16日第一小法廷判決（裁判集民事239号253頁）、最高裁令和4年6月14日第三小法廷判決（裁判集民事268号23頁）において示された判断枠組）。

(2) 検討すべき争点と当事者の主張の要旨

① 本件処分手続において請求人に対する弁明の機会を付与しなかったという違法が認められるか。その違法は取消事由となるか。（争点(1)）

【請求人】 違法が認められ、取消事由となる。

【処分者】 違法が認められない。本件懲戒審査会開催にあたって、事前に実施した面接調査において弁明の機会を付与し、請求人の弁明を聴取して作成した本件面接結果報告書が懲戒審査会の資料として検討された。

② 本件処分に関する説明には、地公法第49条第1項に規定されている不利益処分の事由を記載した説明書（以下「処分説明書」という。）に要求される記載内容に照らして違法が認められるか。その違法は取消事由となるか。（争点(2)）

【請求人】 違法が認められ、取消事由となる。

【処分者】 処分説明書の交付又はその理由付記に違法が認められるとしても、本件処分の効力には影響しない。

③ 本件懲戒処分等通知書には、地公法第49条第4項に規定されている教示が記載されていないという違法が認められるか。その違法は取消事由となるか。（争点(3)）

【請求人】 違法が認められ、取消事由となる。

【処分者】 教示について違法が認められるとしても、本件処分の効力には影響しない。

④ 請求人に懲戒処分の対象となる職務専念義務違反に該当する非違行為が認められるか。（争点(4)）

【請求人】 業務中にウェブ閲覧をしていたが、ウェブ閲覧全部が職務専念義務違反に該当する非違行為には当たらない。

【処分者】 2024年10月10日頃から2025年2月23日までの期間（約4ヶ月間）の全体を通じて、私的ウェブ閲覧が業務時間の相当部分を占める状況が続いていた（乙4の4）。

⑤ 本件処分の種類と量定（令和7年3月21日より停職1ヶ月）は適正といえ

るか。（争点(5)）

【請求人】 適正といえない。

【処分者】 適正といえる。

第4 当委員会の判断

1 争点(1)（弁明の機会の不付与）について

当委員会は、本件処分手続において、請求人に対して実質的に弁明の機会を与えたと評価できるような事情聴取を行ったと認めることができるので、弁明の機会の不付与を理由とする取消事由となるような違法は認められないと判断する。

【理由】

① 地方公務員を含む公務員の懲戒処分については、弁明の機会の付与を定めた行政手続法の適用が除外されており（行政手続法第3条第1項第9号）、地公法第29条第4項に基づく本件懲戒条例にも弁明の機会を付与する規定は存在しない。

しかしながら、停職処分は、被処分者を職務に関与させず、被処分者の基本的な権利である給与請求権を喪失させる重大な不利益処分であるから、処分の基礎となる事実関係の認定等に関しては、被処分者の権利保護に欠けることのないように適正かつ公正な手続を履践することが要求されるというべきである（同旨、大阪高裁令和4年5月31日判決：判例地方自治509号73頁、D1-Law.com判例体系）。

② しかるところ、本件事案においては、請求人が令和7年1月27日に企画財政課長及び同課長補佐による職務専念義務違反に関する調査を受け、これにより本件面接結果報告書が作成され、処分者に提出されるとともに、本件懲戒審査委員会にも提出された。

本件面接結果報告書の「3. 面接結果」には、「今井恵一氏は、職務専念義務違反を10月頃から1日の1/3程度の時間を私的ウェブの閲覧等をしていたことを認めました。彼としては、10月頃から、新たな企画立案が出せないことから時間に余裕があり、ついつい私的ウ

エブを閲覧してしまっていたとのことです。しかし、彼曰く企画立案の方法論について、「白紙の紙には（ヒントが）転がっていないので、他の自治体やさまざまなニュースなどに情報が「転がっている」ため、それらを収集することが不可欠だと主張しています。この情報収集プロセスを「ハンドルの遊び」と例え、「無駄なようで無駄ではない」活動だと強調しています。しかしながら私的ウェブの閲覧等を行っていたことの事実を認め、今後このような行為は繰り返さないことを約束しました。」と記載されている。

この点、請求人は当該記載事実を積極的に否定していない。

- ③ そうすると、上記記載内容が請求人の弁明を漏れなく録取したかどうかを措くとしても、少なくとも殊更に請求人に不利益になるよう捏造したとは認め難く、処分者は請求人に実質的な弁明の機会を与え、これにより請求人の弁明が録取された本件面接結果報告書が作成され、本件懲戒審査会における審査資料として検討されたことが認められる。
- ④ よって、本件争点(1)に関する請求人の主張には理由がない。

2 争点(2) (本件処分に関する説明)について

当委員会は、処分者の本件処分に関する説明は地公法第49条第1項所定の処分説明書に要求される記載内容を具備しているとはいえない違法が認められるが、これにより直ちに取消事由とはならないと判断する。

【理由】

- ① 地公法第49条第1項が、職員に対して懲戒等の不利益処分を行う場合にその処分説明書を交付しなければならないとしている趣旨及び記載内容は、「職員に直接義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、処分権者の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の事由を職員に知らせて不服申立ての便宜を与える趣旨にあると解される。かかる趣旨に鑑みれば、処分事由説明書に記載すべき処分事由としては、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して不利益処分がされたかを被処分者においてその記載自体から了知し得るものでなければならないと解される。」
(名古屋高裁令和4年12月9日判決:D1-Law.com判例体系) というものであり、「事実関係の摘示と法規の適用」については、「通常は処分の対象となった行為その他の事実の簡明な指摘と処分の根拠となつた法条を引用すれば必要にしてかつ十分である。」(橋本勇著「新版逐条地方公務員法(第6次改訂版)」899頁)と解されており、これにより実務が運用されているのが実情である。
- ② そこで、本件処分に関する説明を検討するに、「令和7年2月28日に所属長より報告のあった職務専念義務違反事案については、非違行

為に該当します。よって白子町職員の懲戒処分等の基準に関する規程により」との記載自体だけでは、請求人においていかなる事実関係（特に、処分の対象となった行為）により、いかなる法規（処分の根拠となつた法条）を適用して本件処分が行われたのかを了知することは著しく困難であると認められる。

この点、請求人が令和7年1月27日に企画財政課長及び同課長補佐による職務専念義務違反に関する調査を受けていたことを考慮しても、「令和7年2月28日に所属長より報告のあった職務専念義務違反事案については、非違行為に該当します。」との説明だけでは余りにも漠然としており、請求人において事実関係の同一性を識別できる程度の具体性を明示しているとはいえない。また、「よって白子町職員の懲戒処分等の基準に関する規程により」との指摘だけでは、本件処分の根拠法規の摘示としては不十分であるといわざるを得ない。

したがって、本件処分における説明は地公法第49条第1項所定の処分説明書に要求される記載内容を具備していない違法が認められる。

③ しかるところ、当委員会は、「地公法第49条は、審査請求の便宜のため懲戒処分の事由を記載した説明書の交付を定めたものであり、説明書の交付が処分の要件となるものではない。」（大阪高裁令和4年5月31日判決：判例地方自治509号73頁、D1-Law.com判例体系）との見解に立つものであり、本件処分に関する説明が地公法第49条第1項に違反するとの理由で本件処分が取消されることはない（同旨、橋本勇著「新版逐条地方公務員法（第6次改訂版）」898頁。）。

④ よって、本件争点(2)に関する請求人の主張には理由がないものと判断する。

3 争点(3)（教示の不記載）について

当委員会は、本件懲戒処分等通知書には地公法第49条第4項所定の教示（本件においては、「当委員会に対して審査請求をすることができる旨及び審査請求をすることができる期間」となる。）が記載されていないという違法が認められるが、これにより直ちに取消事由とはならないと判断する。

【理由】

① 本件懲戒処分等通知書には地公法第49条第4項所定の教示が記載されていないことは争いがないところ、当該教示を同条第1項所定の処分説明書に記載すべきとされる趣旨は、上記2③と同様、審査請求の便宜のためであり、同条第4項に違反するとの理由で本件処分が取消されることはない（同旨、橋本勇著「新版逐条地方公務員法（第6次改訂版）」901頁。）。

② よって、本件争点(3)に関する請求人の主張には理由がないものと判断する。

4 争点(4)（職務専念義務違反に該当する非違行為の有無）について

当委員会は、本件処分に関する説明で指摘されている「令和7年2月28日に所属長より報告のあった職務専念義務違反事案」については、「請求人には、令和7年1月27日における業務時間内において、その大半を占める時間を私的なウェブの閲覧等に費やしたという地公法第35条所定の職務専念義務に違反する非違行為が認められ、当該非違行為は同法第29条第1項第1号及び第2号所定の懲戒事由に該当する。」との限度で認定されるものと判断する。

【理由】

① 処分者が本件処分に関する説明で請求人の非違行為と認定したのは、本件面接調査結果の「1. 職務専念義務違反事案の概要」に記載されている「地域プロジェクトマネージャーの今井恵一氏について、2025年1月27日に実施した調査において、業務時間の約70.3%を私的ウェブ閲覧等に費やしていたことが判明した。具体的な活動内容としては、ニュース記事閲覧、株価確認、求人情報検索、その他趣味に関することなどが記録されており、これらが勤務時間の大半を占めていた状況が確認されている。さらに調査によれば、2024年10月10日頃から2025年2月23日までの期間（約4ヶ月間）においても、同様の状況が継続していたことが監視画面により確認されています。この期間全体を通じて、私的ウェブ閲覧が業務時間の相当部分を占める状況が続いていました。」との私的ウェブ閲覧行為である。

② この点、請求人の弁明は上記のとおり本件面接結果報告書の「3. 面接結果」に記載されているとおりであり、「職務専念義務違反を10月頃から1日の1/3程度の時間を私的ウェブの閲覧等をしていたことを認める」とともに、上記のとおり企画立論の方法としてウェブ閲覧の効用を指摘し、閲覧全部が非違行為に該当することを争い、審査請求書及び令和7年9月1日付け反論書でも同旨の効用と実績を主張している。

③ そうすると、懲戒処分の対象となる非違行為については厳格な認定が必要であることから、当委員会としては本件懲戒処分等に関する意見書に添付されている令和7年1月27日の調査結果に基づく同日の職務専念義務違反のみを非違行為と認定し、その他は量定事情として取扱うのが相当であるとの見解に立ち、当該限度で請求人の非違行為を認定する。

なお、令和7年1月27日の調査結果によれば、「業務時間の約70.3%を私的ウェブ閲覧等に費やしていたことが判明した。」とのことであるが、「約70.3%」という具体的な数値を明示する必要はなく、「業務時間内における大半を占める時間」という程度の認定で十分であると判断する。

5 爭点(5)（本件処分の種類と量定）について

当委員会は、本件処分の種類と量定（停職1か月）は重きに過ぎ、本件懲戒審査会が採用した戒告に留めるのが相当であると判断する。

【理由】

① 請求人の非違行為（職務専念義務違反）については、本件懲戒処分基準規程第4条第1項により別表1の(4)が適用される結果、標準となる種類は「減給又は戒告」となる。

本件懲戒審査会の会議結果（乙5）によれば、本件懲戒審査会は請求人の非違行為をどの範囲で認定したのか明確ではないが、「戒告相当」の結論を出し、本件懲戒審査会委員長が処分者に対し、「戒告相当」の答申書を提出した。

② 本件懲戒審査会は、委員から指摘された「ネットワークセキュリティの管理権限」や「国からの交付金の処理」についてどこまで考慮したかは不明であるが、少なくとも下記の事情を考慮して「戒告相当」としたことが認められる。

（考慮事情）

- ・そもそも課内での意思疎通がうまくいっていない様子が伺える。
その場で指摘すればよいことではないのか。
- ・該当職員は、会計年度任用職員（地域プロジェクトマネージャー）として任用されているが、令和6年度末で終了し再度の任用更新は行わない事で決定している。
- ・該当職員側の意見として、課内の仕事の進め方などに不満があるようだが、そもそも勤務中に業務目的以外のウェブ閲覧行為をしており、また本人もその事実を認めている。

③ 当委員会としても、本件懲戒審査会が考慮した上記事情に基けば、請求人の非違行為に対して、量定事情となる不適切な行為を考慮しても戒告とすることは適切な選択であると考える。

④ しかるところ、処分者は上記のとおり本件懲戒審査会の答申を採用せず、本件懲戒処分基準規程第4条第3項により加重した停職1ヶ月とする本件処分を発出した。

処分者が加重した理由は、上記のとおり「他自治体の事例も鑑みて判断を行いました。（参考）兵庫県加古川市、愛知県名古屋市」という

だけで、加重すべき理由については他自治体の事例との比較検討を含めて一切の合理的な説明をしていない。

⑤ よって、本件争点(5)に関する処分者の主張を採用することはできず、本件処分（停職1ヶ月）は過重であると判断する。

6 小結：本件処分に関する判断

よって、当委員会は、処分者が裁量権の行使として行った本件処分の種類と量定は社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権を付与した目的を逸脱した違法が認められるから、本件処分の法律効果を戒告の限度に修正するのが相当であると判断する。

第5 結論

以上のとおりであるから、当委員会は不利益処分についての審査請求に関する規則（令和元年規則第4号）第63条第2項の規定により主文のとおり裁決する。

令和7年10月29日

千葉県市町村公平委員会

委員長

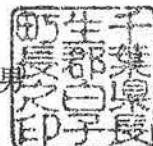
委 員

委 員

白 総 第1849号
令和7年11月13日

今井 恵一 様

白子町長 緑川 輝男



懲戒処分修正通知書

あなたに対して令和7年3月19日付け白総第2972号の2で通知した懲戒処分について、処分内容を修正しますので以下のとおり通知します。

内容

修正前 令和7年3月21日より停職1ヶ月
修正後 戒告

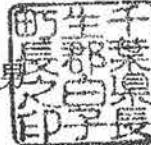
理由

令和7年11月4日付け千葉県公平委員会の裁決により、当初の処分内容に過剰な要素があったことが確認されました。これに基づき、処分内容を修正することとしました。

白総第1850号
令和7年11月13日

今井 恵一様

白子町長 緑川 輝



給料等返還請求取消通知書

令和7年4月30日付け白総第364号で通知した給料返還請求及び令和7年3月給与等の返還請求について、当該請求を取り消すこととなりましたことをお知らせいたします。具体的な取消し内容は以下の通りです。

対象となる給料等返還額：

- ① 1,260,000円 (2024年10月から2025年2月までの職務専念義務違反分)
② 155,466円 (2025年3月の停職期間である7日間欠勤分)
合計 1,415,466円

理由：返還請求の判断根拠となる懲戒処分について、社会観念上著しく妥当を欠く処分であるとの理由から、処分内容を修正した為。

取消しの発効日：令和7年11月13日

これにより、あなたに対する給料返還の請求は無効となり、今後の返還手続きについては一切行わないことといたします。

今井恵一氏の懲戒処分について

○処分を修正した理由

千葉県公平委員会の裁決により、「戒告」に修正

P1 主文

処分者が令和7年3月19日付けで請求人に対して行った「令和7年3月21日より停職1ヶ月」との懲戒処分を「戒告」との懲戒処分に修正する。

P10. 5 爭点(5) 本件処分の種類と量定について

当委員会は、本件処分の種類と量定（停職1ヶ月）は重きに過ぎ、本件懲戒審査会が採用した戒告に留めるのが相当であると判断する。

P11. 6 小結 本件処分に関する判断

当委員会は、処分者が裁量権の行使として行った本件処分の種類と量定は社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権を付与した目的を逸脱した違法が認められるから、本件処分の法律効果を戒告の限度に修正するのが相当であると判断する。

白子町の判断

⇒戒告に修正

○給料返還請求を取消とした理由

上記内容に加え

P9. 4 爭点(4) 【理由】③

懲戒処分の対象となる非違行為については厳格な認定が必要であることから、当委員会としては、本件懲戒処分等に関する意見書に添付されている令和7年1月27日の調査結果に基づく同日の職務専念義務違反のみを非違行為と認定し、その他は量定事情として扱うのが相当であるとの見解に立ち、当該限度で請求人の非違行為を認定する。

白子町の判断

⇒本町が請求対象としている期間（4ヶ月）の非違行為としている根拠が乏しい。

調査結果の1日のみを以て、その他期間も同様として捉えられる事は出来ない。

また、欠勤期間分を日割り計算し請求した金額については、停職を命じなければ欠勤とならない。

よって、すべての給料等の返還請求を取消す。

○再審査の請求について

不利益処分についての審査請求に関する規則第68条各号の事由に該当しなければ請求できない。（裁決のあった日の翌日から6月以内）

- ・裁決の基礎となった証拠が虚偽のものであることが判明したこと。
- ・査請求の審査の際提出されなかつた重大な証拠が新たに発見されたこと。
- ・裁決に影響を及ぼすような事実について、判断の遺脱があったこと。

白子町の判断

⇒上記事項に該当となる事由はない為、再審査の請求は行わない。

白監第58号
令和7年12月19日

請求人 [REDACTED] 様

白子町監査委員 地引久貴 

白子町監査委員 大多和秀一 

白子町職員措置請求の監査結果について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により、令和7年10月22日付けで提出されました白子町職員措置請求について、同条第5項の規定に基づき監査した結果を次のとおり通知します。

記

第1 請求人

住所 白子町 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

第2 請求の内容

請求人から令和7年10月22日に提出された白子町職員措置請求書及びその事実を証する書面の内容をまとめると以下のとおりである。

（令和7年10月22日白子町職員措置請求書）

第1 請求の要旨

1 請求の趣旨

（1）白子町長 緑川 輝男（以下、「町長」という。）は、白子町監査委員事務部局長 高橋 庸行（以下、「当該職員」という。）に対し、白子町職員の懲戒処分等の基準に関する規程第5条（5）に基づく懲戒処分（免職又は停職）を速やかに実施せよ。

（2）町長は、当該職員に対する懲戒処分を怠ったことにより白子町（以下、「町」という。）が被った財政上の損害として、令和7年1月20日以降現在まで支払い続けている給与相当額及びこれに対する各支払日から完済まで年3%の割合による遅延損害金の返還を当該職員に請求せよ。

（3）町長は、町に対し、前項の財政損失相当額及びこれに対する各支払日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

との措置を講じることを求める。

第2 請求の原因

1 本件措置請求の概要

本件措置請求は、監査委員事務部局長兼議会事務局長の職にある当該職員が、住民監査請求の審理過程において監査対象者に対し質問事項を事前に漏洩し、かつ回答例まで提供するという、監査制度の根幹を揺るがす重大な秘密漏洩行為を行ったにもかかわらず、町長が合理的な理由なく懲戒処分を怠り続けていることについて、適切な懲戒処分の実施及び処分を怠ったことによる財政損失の補填を求めるものである。

2 住民監査請求と情報漏洩の経緯

(1) 住民監査請求の実施

請求者は、令和6年3月22日、町有地の不法占拠かつ使用料未請求の事案について、地方自治法第242条に基づく住民監査請求を行った。

(2) 監査過程における意見陳述

上記監査請求に関し、不法占拠者に対する意見陳述の機会が設けられた際、当該職員は監査委員事務部局長として監査事務を統括する立場にあった。

(3) 情報漏洩の発覚

令和7年1月20日に、町が原告となって提訴している民事訴訟において、被告である不法占拠者から提出された証拠により、当該職員が意見陳述に先立ち、監査委員が不法占拠者に対して行う予定の質問事項を事前に漏洩し、さらに被告に有利となるよう配慮した詳細な回答例まで提供していたことが判明した（甲1号証）。

3 当該職員の職責と秘密漏洩行為の重大性

(1) 監査委員事務部局長としての職責

当該職員は、監査委員事務部局長として住民監査請求制度の適正な運営に関する事務を統括する重要な職責を担っており、監査の公正性・中立性を確保する義務を負っている。

(2) 秘密漏洩行為の内容と重大性

ア 質問事項の完全一致レベルでの事前漏洩

当該職員が漏洩した質問事項は、実際に監査委員が行った質問とほぼ完全に一致しており、偶然の一一致では説明のつかない情報漏洩であることが明らかである（甲2号証）。

イ 被告に有利な回答例の提供

単なる質問事項の漏洩にとどまらず、被告が不利になりそうな回答については当該職員が回答例を提供するなど、監査対象者に対して明確に便宜を図る行為を行った。

ウ 監査制度に対する重大な支障

これらの行為により、住民監査請求制度の公正性・信頼性は根本から損なわれ、住民の監査請求権の実効的保障が阻害された。

エ 過去の監査請求案件における調査不実施

本件を受け、オンブズマンの会は、過去の監査請求においても、監査対象者に対する事前の情報漏洩や便宜供与があった可能性を指摘し、町長に対し

て再三にわたり調査を求めてきた。

しかしながら町長は、過去同様の行為が行われていたかについて「把握していません」と回答する一方で、その後、「過去の執行状況から適正に執行されたと認識している」等と述べ、合理的な理由を示すことなく、いずれの指摘に対しても調査を行わない姿勢を取り続けている。

こうした対応から、町長をはじめ町執行部には反省の姿勢が見られず、自浄作用が働いていないことが明らかとなつたことから、やむを得ず改めて監査請求を行うに至つたものである。

4 懲戒処分基準への該当性

(1) 白子町職員の懲戒処分等の基準に関する規程第5条(5)は、「職務上知り得た秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員」について「免職又は停職」の処分を行うものと極めて重い処分を規定している。

本件における当該職員の行為は、以下の要件をすべて充足している。

- ①職務上知り得た秘密：監査委員の質問事項という監査事務上の機密情報
- ②故意の漏洩：質問事項をほぼそのまま事前提供し、模範解答まで作成
- ③公務運営への重大な支障：住民監査請求制度の信頼性失墜と機能不全

5 町長による懲戒処分の不履行

(1) 処分を怠る不合理な理由

町長は、オンブズマンの会からの公開質問状に対し、裁判内容に関係ないことを認めながら、極めて抽象的な訴訟結果への影響を理由として当該職員の懲戒処分を行わない旨回答している（甲2号証）。

しかし、情報漏洩という客観的事実は既に裁判資料により明らかとなっており、懲戒処分の実施が裁判の帰趨に影響を与えることはなく、民事責任と懲戒処分の実施は法的に別個の問題であり、上記理由は合理性を欠く。

(2) 他の職員との処分格差

町は、業務外でのインターネット閲覧を勤務時間の7割以上にわたって行った白子町地域プロジェクトマネージャーに対しては停職1か月の処分を行っているところ、監査制度の根幹を揺るがす重大な情報漏洩行為を行った当該職員を処分しないことは、明らかに処分の均衡を失している（甲3号証）。

6 財政損失の発生

(1) 処分による給与削減効果

白子町職員の懲戒処分等の基準に関する規程により、当該職員は「免職又は停職」の処分を受けるべきところ、仮に停職1か月の処分を受けていれば、その期間中の給与支払いを停止することができた。

当該職員の月額給与は40万円を超えるものと推定され、適切に処分していれば少なくとも月額40万円相当の財政支出を節約できたはずである。

(2) 繙続的な財政負担

令和7年1月20日に情報漏洩の事実が判明してから現在まで、町長が懲戒処分を怠り続けていることにより、本来であれば支払う必要のない給与を

継続して支払っており、その累計額は相当な金額に達している。

7 惰る事実の違法性

地方公共団体の長は、職員の服務を監督し、適切な人事管理を行う職務上の義務を負っている。

町長が、明確な懲戒処分基準に該当する重大な非違行為があったにもかかわらず、合理的理由なく処分を怠り続けることは、財産の管理を怠る事実として地方自治法第242条第1項の住民監査請求の対象となる。

8 遅延損害金について

町長が適切に懲戒処分を行わぬことにより町が被った財政損失については、各給与支払日から返還完了まで、民法所定の法定利率（年3%）による遅延損害金を加算して請求すべきである。

9 結論

前記のとおり、当該職員に対する懲戒処分の不履行は、白子町の明確な処分基準に違反し、かつ町に継続的な財政損失をもたらしている違法な怠る事実である。

よって、請求者は、白子町監査委員に対し、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、町長による本件怠る事実に係る上記請求につき厳正な措置を求める。

10 補足

(1) 措置請求における判断基準時点について

住民監査請求の監査は、措置請求時点の事実関係を基準として行うべきである。

この点、措置請求者が過去に行った措置請求結果（令和3年白子町監査委員告示第3号）では、措置請求後に町が是正措置を講じたことを理由として請求を棄却する判断がなされた。しかし、措置請求後のは正は措置請求時点での違法性・不当性の判断に影響を与えるべきではない。

仮にこのような判断を認めるならば、行政にとって都合の悪い措置請求については、措置請求後、監査結果前に事後的な是正措置を講じることにより、すべて棄却することが可能となってしまう。

しかし、これは住民監査請求制度を形骸化させる極めて不当な解釈である。

したがって、本件措置請求について、仮に請求後に町が何らかのは正措置を講じたとしても、措置請求時点における違法性・不当性は厳然として存在する事実であり、監査委員はこれを適切に認定すべきである。

住民監査請求制度の実効性確保のため、措置請求時点での事実関係に基づく厳正な判断を強く求める。

(添付されている事実証明書)

(令和7年10月22日白子町職員措置請求書)

- 1 甲1号証 情報漏洩に係る裁判資料抜粋
- 2 甲2号証 公開質問状及び町長からの回答 4件
- 3 甲3号証 白子町地域プロジェクトマネージャーに対する処分内容

第3 請求の受理

令和7年10月22日に受付した「白子町職員措置請求書」による住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）については、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項に基づく要件を具備しているものと認め、令和7年10月30日付けで受理した。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

本件監査請求の要旨及び請求する措置並びに事実を証する書面から、当該職員の重大な秘密漏洩行為に対し、町長が合理的理由なく適切な懲戒処分を怠ったことが、法第242条第1項に規定する違法又は不当に「財産の管理を怠る事実」に該当し、町に損害を与えていたか否かを監査対象事項とした。

2 監査対象部署

町総務課

3 監査の期間

令和7年10月22日から令和7年12月19日まで

4 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第7項に規定する請求人からの証拠の提出については、令和7年10月22日に提出された。なお、請求人の陳述については、令和7年11月14日に実施した。

5 関係職員の調査

(1) 関係職員の調査

監査対象部署に関係書類の提出を求め、令和7年11月25日に白子町監査委員事務部局書記の高橋庸行、令和7年11月26日に総務課長、総務課長補佐から事情聴取を行った。なお、その際に関係書類である令和7年11月26日実施白監第45号分に関する意見聴取資料（総務課）（乙1号証）が提出された。

(2) 調査の要旨

関係書類の確認、精査及び関係職員の事情聴取を行い、本件監査請求に係る財産の管理を怠る事実の有無について調査する。

6 補助職員の交替

監査に関する担当書記について、監査の公正性確保の観点から補助職員の交替を実施。令和7年11月4日に事務分担を変更。

第5 監査の結果

1 事実の確認

監査対象事項に関し、請求人から提出された本件監査請求及び関係職員の調査並びに提出された書類、また、これらに係る法令等から、次の事実を確認した。

(1) これまでの経緯について

請求人が、令和6年3月22日に提起（令和6年3月29日付け白監第36号で受理）した住民監査請求に関し、不法占拠者に対する意見陳述の機会が設けられた際、当該職員は監査委員事務部局書記として監査事務に携わっていた。

令和7年1月20日に、町が原告となって提訴している民事訴訟において、被告である不法占拠者から提出された証拠により、当該職員が意見陳述に先立ち、監査委員が不法占拠者に対して行う予定の想定問答等を事前に被告へ書面をもって提供していた。

当該職員が提供した想定問答等は、監査委員が行った質問とほぼ一致していた。

なお、白子町監査委員事務部局には事務部局長なる職は存在しない。当該職員の職名は書記である。

(2) 当該職員の職責等について

当該職員は、監査委員事務部局の書記として監査委員の職務に関する事務を担っており、監査の公正性・中立性を確保する義務を負っている。

過去において、同様の行為（想定問答等の提供）があったかは確認できない。

(3) 懲戒処分の不履行について

これまでのところ、町長による当該職員への懲戒処分は行われていない。

2 監査委員の判断

法第242条に定める住民監査請求は、当該普通地方公共団体の長について、違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるとときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができるものであり、これらは財務会計上の行為又は怠る事実としての性質を有するものである。

(1) 懲戒処分について

請求人は、町長は当該職員に対し白子町職員の懲戒処分等の基準に関する規程第5条（5）に基づく懲戒処分（免職又は停職）を速やかに実施せよ、と主張する。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定等により、地方公務員に対する懲戒処分は規定されている。懲戒処分とは、地方公務員としてふさわしくない非行がある場合等に、その責任を確認し、公務員関係の秩序を維持するため対象者へ科される制裁である。

また、職員に法令違反、職務上の義務違反など一定の懲戒事由があった場合に懲戒処分をするとができると定めているが、懲戒処分をすべきかどうか、また、懲戒処分をするときにいかなる処分を選択すべきかについては、

平等取扱の原則、公正であるべきことを定めている以外には具体的な基準は定めていない。

本件の場合、当該職員に対する懲戒処分を行うに当たって、町長は、懲戒事由に該当すると認められる行為の原因、動機、性質、態様、結果、影響等のほか、当該公務員の当該行為の前後における態度、懲戒処分等の処分歴、選択する処分が他の公務員および社会に与える影響等、諸般の事情を考慮して、懲戒処分をすべきかどうか、また、懲戒処分をする場合にいかなる処分を選択すべきか、を決定することができるものと考えられるのであるが、その判断は、上述のような広範な事情を総合的に考慮してされるものであり、町長の裁量に任せられていると解される。

よって、懲戒処分を実施しないことは、財務会計上の行為又は怠る事実とはみなせず、請求人の主張は認められない。

(2) 当該職員への財政上の損害請求について

請求人は、町長は当該職員に対する懲戒処分を怠ったことにより町が被った財政上の損害として、令和7年1月20日以降現在まで支払い続けている給与相当額及びこれに対する各支払日から完済まで年3%の割合による遅延損害金の返還を当該職員に請求せよ、と主張する。

懲戒処分については前述のとおり町長の裁量に任せられていると解されるが、懲戒処分を怠ったことにより町が被る可能性のある財政上の損害があるかを検証する。

白子町職員の懲戒処分等の基準に関する規程第3条には、懲戒処分等の種類が規定されており、懲戒処分として①免職②停職③減給④戒告、懲戒処分に該当しない指導上の措置として①訓告②厳重注意③口頭注意、がある。

上記(1)のとおり、当該職員の懲戒処分については町長の裁量に任せられていると解されるため、懲戒処分等の種類や量定を監査委員が推し量ることは出来ない。

また、同様に懲戒処分の結果による町が被った財政上の損害を実額として推計することも出来ない。

これは、懲戒処分が実施され初めて確定する時点が存在するためである。請求人も指摘しているとおり、令和7年1月20日以降現在まで支払い続けている給与相当額及びこれに対する各支払日から完済まで年3%の割合による遅延損害金を算定するにも、懲戒処分等の種類や量定及び基準時点が不明確なままでは損害の有無を確定することが不可能だからである。

よって、現時点で明確な町の損害を認定することが出来ず、請求人の主張は認められない。

(3) 町長への財政損失相当額等の請求について

請求人は、町長は町に対し前項の財政損失相当額及びこれに対する各支払日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え、と主張する。

しかしながら、上記(2)のとおり現時点で明確な町の損害を認定することが出来ず、請求人の主張は認められない。

3 結論

以上により、財務会計上の違法もしくは不当性等は認められなかつたことから、請求人の主張には理由がないと判断し請求を棄却する。

4 意見

本件審査にあたり、今後における行政事務の適正な執行のため、次のとおり意見を述べることとする。

本件については、財務会計上の違法もしくは不当性等は認められなかつたことから、請求人の主張には理由がないと判断し請求を棄却した。

しかし、当該職員への厳正な懲戒処分については、迅速な対応を強く要望するものである。

取られていないことは、町民の信頼を損なう行為であり誠に遺憾である。

また、本件のような疑義を招いたことは町としても重く受け止めなければならないと思料する。

昨今の経済情勢や高齢化等により行政に対する期待は高くなっているが、それゆえ行政や町職員に対する町民の目は厳しさを増してきており、町職員の懲戒処分に対する意識の変容も感じている。

二重三重のチェックを機能させる等日々の業務・事務を再確認し、町長を含む全ての関係者がコンプライアンス意識を徹底し、町民から不信を抱かれることのないよう職員一人ひとりが規律の保持に努め、町民の期待に応えるよう一層努力する必要がある。

以上

乙 1号証

令和 7 年 11 月 26 日実施

白監第 45 号分に関する意見聴取資料 (総務課)

令和6年(ワ)第123号

令和7年8月20日

当事者各位

千葉地方裁判所一宮支部

裁判官 若 松 光 晴

裁判所和解案要旨

和解案の提示が遅れてしまい、申し訳ありません。

これまでの主張立証、双方の御意見を踏まえまして、早期に公平かつ円満な解決を図るため、下記のとおり、裁判所から和解案を提案させていただきます。双方の前向きの御検討をお願いいたします。

記

第1 和解案要旨

- 1 原告と被告は、被告が訴状別紙物件目録記載1の土地（以下「本件土地」という。）につき、占有、使用、工作物の存置その他の権原を有しないことを確認する。
- 2 被告は、原告に対し、本和解成立の日から3か月以内に訴状別紙物件目録記載2の工作物（訴えの一部取下げのあった浄化槽は除く。）を撤去し、本件土地を明け渡す。
- 3 被告が前記2の明渡しを怠ったときは、被告は、原告に対し、前記2の明渡期限日の翌日から明渡し済みまで年14万9640円（年365日の日割計算）の割合による賃料相当損害金を支払う。
- 4 被告は、前記2の撤去を怠ったときは、原告において前記2の工作物を撤去し、被告に対し、撤去に要した費用を請求すること、又は民事執行法等の法令に基づく代替執行その他の強制執行手続をとることに異議を述べない。
- 5 被告は、原告に対し、本件解決金として10万円の支払義務があることを認め、これを本和解成立の日から3か月以内に原告指定の預金口座に振り込む方法で支払う。振込手数料は、被告の負担とする。被告が上記支払を怠ったときは、被告は、原告に対し、上記金員から既払金を控除した残金に対する上記支払期日の翌日から支払済みまで年3%の割合による遅延損害金を付加して、支払う。
- 6 原告はその余の請求を放棄する。
- 7 原告と被告は、原告と被告間に、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、他に何らの債権債務もないことを相互に確認する。
- 8 訴訟費用は各自の負担とする。

第2 理由の要旨

- 1 本件の主な争点は、①被告の本件土地についての無償使用権原の有無、②本件土地の賃料相当損害金の金額である。

2 争点①（被告の本件土地についての無償の使用権原の有無）について

(1) これまでの審理結果によると、①原告は、被告との間で、令和元年5月21日、被告に原告の事業として町おこしのためのイベント開催の業務を委託する業務委託契約（以下「本件業務委託契約」という。）を締結して（甲6、7）、イベント開催場所とするため、原告が所有する本件土地（甲1）を引き渡したこと、②本件業務委託契約の期間は、契約書上、令和2年3月25日までとされており、自動更新の定めはないこと、③被告は、令和2年3月25日付け業務完了報告書（甲8）を提出し、原告は、業務完了の確認を経た上（甲9、10）、被告からの請求（甲11）を受けて本件業務委託契約に基づく委託料の支払を終えたこと（甲12）、④原告と被告との間で、令和2年3月26日以降の本件土地の占有、使用等に関する契約書等は存しないことが認められる。

そうすると、被告は、本件業務委託契約に基づいて、令和2年3月25日までは本件土地の占有権原を有していたが、同日をもって本件業務委託契約は終了したことは明らかである。

(2) これに対し、被告は、原告から受託した業務は、令和2年3月25日の後も継続すべきもので、本件業務委託契約の期間満了は委託料支払の期限や報告が必要となるという趣旨にとどまり、被告もそれを前提に651万円以上の費用（乙6ないし8）をかけて業務を継続しており、原告の担当職員である高橋康行（以下「高橋」という。）との協議のもと、本件業務委託契約は継続されることが前提となっており、更新契約の書面による取り交わしがされず、必要な予算措置もされなかつたのは原告側の事情にすぎず、住民監査請求があるまで、原告から受託事業の中止を指示されることもなかつたから、自動更新される契約である、又は使用貸借関係が存すると主張する。

確かに、原告は本件業務委託契約を更新する方向で検討していたが、予算措置のために必要な地方創生推進交付金の申請が不採択となつたため（甲18）、更新を断念するも、担当職員である高橋は、その後も、事業を継続しようと「勝手な思い」で判断して、被告に対し、本件土地使用継続を指示し、令和6年3月までは使用中止を指示することもなかつたこと（甲14の5、6頁、乙3、4）はうかがわれる。

もっとも、この事情を踏まえても、契約書上の明文に反して、本件業務委託契約に自動更新の定めがあるとみなすことは契約解釈の限界を超える。本件業務委託契約には自動更新の定めはない以上、当事者は更新の当否を自由に判断できるのであるから、原告側の事情で更新がされなくとも不当と評価することはできない（むしろ、予算措置が不可能となつた場合にも対応できるよう、自動更新の定めを設けなかつたともいえる。）。原告においては白子町財務規則244条（甲4、20）及び財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例4条3号（甲17）に基づいて被告に対する本件土地の無償貸付けには町長の決定及び契約書の作成が必要であつて、担当職員にすぎない高橋が口頭で意思表示をしても無償貸付けの契約を成立させる権限に欠け

る。被告が令和2年3月25日の期間満了後も本件土地の使用が継続されることを期待していたといても、契約上の根拠を有するものではないから、当然に法的保護を受けられるものではない。

- (3) 被告は、民法110条類推による表見代理の成立も主張するが、①原告は地方公共団体であって、地方自治法その他の法令で、契約締結その他の組織運営は規制されており（同法96条5号、6号、8号に基づき、契約の種類や内容によっては議会の議決を要することすらある。）、担当職員の一存で、又は口頭で契約がされるようなことは通常ありえないこと、②高橋は当時総務課副主幹にすぎず（甲19、21）、町長の権限を当然に代行できると推測されるような地位にはないこと、③被告は、令和2年3月26日以降の予算措置がないことを承知していたようにうかがわれること（乙3、4）、④原告と被告との間の契約書は全て町長名義で、町長の公印を得て締結されていること（甲6、7、乙5）、⑤被告は高橋以外の職員から原告の組織としての意思を確認していないこと（被告準備書面（1）2頁）に照らせば、高橋が更新又は使用貸借に関する権限を有すると信じる正当な理由があるとはいえない。
- (4) したがって、原告は、令和2年3月26日以降、本件土地の占有権原を有していたとは認められない。

3 争点②（本件土地の賃料相当損害金の金額）について

- (1) 原告の訴状2、3頁における賃料相当損害金算定は不合理なものとはいえないから（甲2の2、甲4、5、15、16）、本件土地の賃料相当損害金は、年14万9640円（365日の日割計算）と認められ、これを左右するに足りる証拠はない。
- (2) もっとも、前記2(2)のとおり、高橋は、事業を継続しようと勝手に判断して、被告の本件土地使用継続を指示し、その後も令和6年3月まで使用中止を指示しないことで、被告による本件土地使用に加担したことに照らせば、使用権原の不存在につき、被告は有過失ではあっても（前記2(3)参照）、善意であったとみる余地もないではなく、その場合は不当利得返還義務を負わないと解しうる（民法189条1項。同項でいう「果実」には占有物利用による利益も含むと解される。）。他方、善意者であっても、遅くとも本件提訴（具体的には訴状送達日である令和6年12月11日）の後は悪意者と擬制される（同条2項）。被告の本件土地使用による不当利得は、原告職員である高橋の「勝手な思い」も加わって発生したものであるから、被告に過失があつても被告のみが責められるべきものではないという見方も成り立つうこと、原告が本件土地につき令和2年3月26日以降、利用計画を有していたわけではなく、被告の本件土地使用（乙1、2、6ないし11）が原告の町内における経済活動となつて、地域の活性化の一助となったとみる余地もないことに照らしても、被告の賃料相当損害金の負担を軽減すべきと評価する余地がある。
- (3) そこで、本和解案では、賃料相当損害金の算定期間を訴状送達日の翌日（令和6年12月12日）から本和解案を提示する令和7年8月までの約8か月に限定する

こととして、解決金の金額を10万円と定める（1000円未満四捨五入）。

$$\text{年}14\text{万}9640\text{円} \times 8 \div 12 = 9\text{万}9760\text{円} \approx 10\text{万円}$$

- 4 そのほか、円滑な解決のために必要と考えられる条項案を提案した。

以上

裁判官認印

第6回弁論準備手続調書（和解）

事件の表示 令和6年(ワ)第123号

期日 令和7年10月8日午後3時00分

場所等 千葉地方裁判所一宮支部民事準備手続室
(ウェブ会議の方法による)

裁判官 若松光晴

裁判所書記官 高橋秀光

出頭した当事者等 原告代理人 宮原清貴

被告代理人 合間利(同代理人事務所)

(通話者の所在する場所の状況が手続を実施するために
適切なものであることを確認した。)

指定期日

当事者の陳述等

当事者間に次のとおり和解成立

第1 当事者の表示

千葉県長生郡白子町字関5074番地2

原告 白子町

同代表者町長 緑川輝男

同訴訟代理人弁護士 宮原清貴

同 宮原弘樹

神戸市東灘区御影塚町二丁目25番23号

被 告 株式会社リック・C・S・R

同代表者代表取締役 堀田光晴

同訴訟代理人弁護士

合間 利

第2 請求の表示

請求の趣旨及び原因は訴状記載のとおり

第3 和解条項

別紙和解条項記載のとおり

裁判所書記官 高橋秀光



(別紙)

和解条項

- 1 原告と被告は、被告が別紙物件目録記載1の土地(以下「本件土地」という。)につき、占有、使用、工作物の存置その他の権原を有しないことを確認する。
- 2 被告は、原告に対し、令和8年1月7日限り、別紙物件目録記載2の工作物(訴えの一部取下げのあった浄化槽は除く。)を撤去し、本件土地を明け渡す。
- 3 被告が前項記載の明渡しを怠ったときは、被告は、原告に対し、前項記載の明渡期限の日の翌日から明渡し済みまで年14万9640円(年365日の日割計算)の割合による賃料相当損害金を支払う。
- 4 被告が第2項記載の撤去を怠ったときは、被告は、原告において第2項記載の工作物を撤去し、被告に対し、撤去に要した費用を請求すること、又は民事執行法等の法令に基づく代替執行その他の強制執行手続をとることに異議を述べない。
- 5 被告は、原告に対し、本件解決金として10万円の支払義務があることを認め、これを令和8年1月7日限り、原告指定の「白子町会計管理者三橋久美子(ミツハシクミコ)」名義の長生農業協同組合白子支所の普通貯金口座(口座番号:3308384)に振り込む方法で支払う。振込手数料は、被告の負担とする。
- 6 被告が前項記載の支払を怠ったときは、被告は、原告に対し、前項記載の金員から既払金を控除した残金及びこれに対する令和8年1月8日から支払済みまで年3%の割合による遅延損害金を附加して支払う。
- 7 原告はその余の請求を放棄する。
- 8 原告と被告は、原告と被告間に、本件に関し、本和解条項に定めるものほか、他に何らの債権債務もないことを相互に確認する。
- 9 訴訟費用は各自の負担とする。

以上

(別紙)

物件目録

1 所 在 長生郡白子町中里字北塩場

地 番 4563番17

地 目 雜種地

地 積 1740m²

2 所 在 長生郡白子町中里字北塩場

地 番 4563番17

地 目 雜種地

地 積 1740m²

の土地上の別紙図面に記載された浄化槽（面積約7.42m²）、コンテナ①（面積約14.61m²）、コンテナ②（面積約14.61m²）、コンテナ③（面積約14.61m²）、コンテナ④（面積約14.61m²）、小屋①（面積約5.2m²）、小屋②（面積約5.17m²）、小屋③（面積約3.38m²）、コンテナ⑤（面積約8.99m²）、コンテナ⑥（面積約14.61m²）、コンテナ⑦（面積約14.61m²）

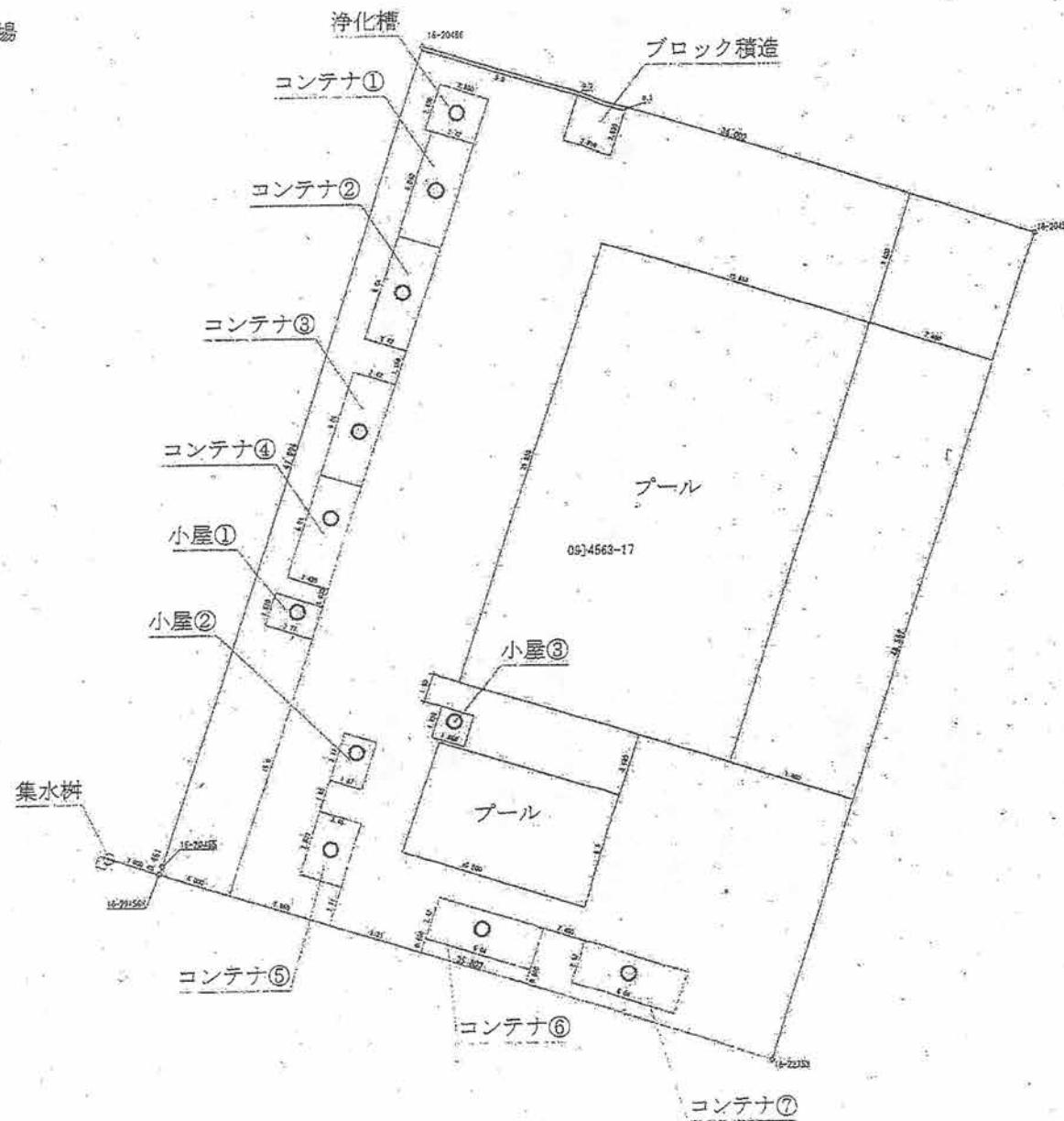
（なお、同図面の座標は、公共座標からのものを記載した。）

以上

別紙図面

長生郡白子町中里字北塩場
4663番17

縮尺：1/250



座標一覧表

測点名	X 座標	Y 座標
16-20456	-62912.925	51263.581
16-20455	-62958.843	51249.617
16-29156K	-62959.268	51249.436
16-22753	-62969.951	51283.605
16-20457P	-62923.573	51237.973

作製者 千葉県長生郡白子町閑5074番地2
白子町役場

総務課 緑川香代

(令和6年6月13日作成)

これは正本である。

令和7年10月14日

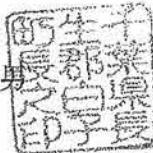
千葉地方裁判所一宮支部

裁判所書記官 高橋秀光

白総第1740号
令和7年10月24日

白子町職員懲戒審査会
委員長職務代理者 教育長 太田和晴彦 様

白子町長 緑川 輝男



白子町職員の懲戒処分等基準に関する規定による諮問について

白子町職員の懲戒処分等基準に関する規定第5条に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

1 対象職員

所属：議会事務局（監査事務部局併任）
職名：局長（書記併任）
氏名：高橋 康行

2 諮問事項

以下に記載の案件について、当該職員の行為が懲戒処分に該当するかまた、該当する場合、処分の種類および程度について

- ・旧中里プール跡地を利用した業務委託に関し、町有地の使用継続について、必要な事務手続きを怠った件
- ・白子町職員措置請求書（住民監査請求）の監査事務において、関係人に対して、不必要的資料提供を行なった件

以上

請求人陳述調書

事件番号	白監第44号・45号住民監査請求 (白子町長に関する措置請求) 令和7年10月30日受理	
日 時	令和7年11月14日(金)	
場 所	白子町役場3階 委員会室A	
出席者	請求人	[REDACTED]
	監査委員	地引 久貴
	監査委員	大多和 秀一
	事務部局	長谷川 由紀
発言内容(記録)		
別紙 発言記録書のとおり		
作成者	白子町監査委員事務部局	長谷川 由紀 

○長谷川書記 ただいまから、地方自治法第242条第7項の規定に基づきまして、令和7年10月22日付白監第44号で受理いたしました白子町職員措置請求書、白子町長に対する措置請求の請求事項について並びに令和7年10月22日付白監第45号で受理いたしました白子町職員措置請求書、白子町長に対する措置請求の請求事項についての2件の陳述を請求人からしていただきます。

なお、実施に当たりましては、白子町住民監査請求における陳述等の実施に関する要綱の規定に基づき進めさせていただきますので、ご承知おきください。

それでは、ここからの進行につきましては地引代表監査委員の進行により執り行わせていただきます。地引代表監査委員、よろしくお願ひいたします。

○地引代表監査委員 それでは、改めまして代表監査委員を務めさせていただいている地引です。よろしくお願ひいたします。

○大多和監査委員 監査委員の大多和秀一です。よろしくお願ひいたします。

○地引代表監査委員 本日はこの2名で対応させていただきますので、改めてよろしくお願ひいたします。

○■請求人 了解しました。今回この場、陳述の場を設けていただいたことをまずもって感謝申し上げます。

○地引代表監査委員 それでは、着座にて進めさせていただきます。

すみません、毎度のことで申し訳ないのですが、改めて請求人は、■さんでよろしいですね。

○■請求人 はい。

○地引代表監査委員 改めまして、今回の請求人の証拠の提出及び陳述につきましては、去る令和7年10月22日付白監第44号並びに白監第45号で受理しました2件の白子町職員措置請求書、白子町長に対する措置請求に記載された請求の要旨を補足し、あるいはこれに関する新たな証拠を提出していただくために行うものです。

したがいまして、請求の趣旨の範囲を超える陳述はできませんし、また請求を超えてなされた陳述は採用できませんので、ご了承ください。

なお、発言の記録の正確を期するため録音しますので、ご了承ください。

また、白子町住民監査請求における陳述等の実施に関する要綱第12条の規定により、監査委員の許可を受ければ、陳述人及び傍聴人は録音ができます。今日はちょっと傍聴人はおりませんが、ということで録音は双方実施するということで録音をいたします。

それでは、監査委員の協議結果により録音を認めますので、改めて本日の結果は調書として整理し、請求人へお届けします。

陳述の進め方としましては、まず、請求内容の範囲内で請求人に監査請求書の補足説明をしていただきます。

その後、監査委員から請求内容を確認するための質問をさせていただきます。

陳述は、質疑応答も含めて2件で2時間以内とさせていただきますので、円滑な進行にご協力をお願いします。

それでは、まず、白監第44号、今井恵一氏の陳述を始めてください。よろしくお願ひいたします。

○ ■請求人 ありがとうございます。今の流れにのっとって、できるだけスムーズな、円滑な進行を進めたいということで、今から皆さんに1部ずつ私が準備した資料をお渡しします。その資料の趣旨は、今からする発言、当然議事録というのかな。陳述書にまとめるのに文書があったほうが、実務的にも議論をする上でも非常にスムーズだということで、お配りしたいと思います。

かつこのファイルについては、監査請求の添付資料と同時に、今からお配りする内容もファイルで長谷川さんのほうに事後的に送るんで、そういった意味でスムーズな質疑応答並びに陳述書の作成までいきたいなと思っています。

それで、資料をお配りする前に、ちょっとざっとイメージだけお伝えしたいのは、意見陳述ということで、今日読み上げる内容については皆さんにお配り、事前にするんで、それをなぞる形での発言をするんで、そういった意味では文書が残る形にしています。それと、補足資料的なものとして、一応ホチキスで留めている部分も、これ2本立て、今から読み上げる部分と関連する部分をホチキスで留めているんで、これについては適宜、基本的にはオンラインズマンのブログのコピーを中心に、特に緑川町長との一般公開質問状に対する回答を中心にコピーをつけているだけです。

ただ、今回の陳述には当然、緑川町長との公開質問状のやり取りを受けての監査請求ということになるんで、これは補足資料としてはありかなということで、それは適宜各委員と長谷川さんのほうで判断してほしいんで、一応長谷川さんにお渡しするんで、お二人に渡していただけますか。

(資料配布)

よろしいでしょうか。一応、お手許の資料を読み上げる形ですけれども、いきますね。

本件は、白子町地域プロジェクトマネジャーであった元職員が、勤務時間の約7割を私的なインターネット閲覧に費やしていたため、町が懲戒処分を行い、126万円の給与返還請求を実施したにもかかわらず、町長が債権回収措置を完全に放置し続けている事案です。

本件の問題点を改めて列挙しました。この内容は当然、監査請求に添付している内容ともう8割、9割ダブっていると思うんですが、読み上げます。

事案の概要と経緯。

元職員の非違行為と懲戒処分。

令和7年3月19日、町は企画財政課に所属していた元職員について、令和6年10月頃から令和7年2月頃までの約4か月間、勤務時間の約7割を株価確認や求人情報検索など、私的なインターネット閲覧に費やしていたことを理由として、停職1か月の懲戒処分を行いました。これは勤務時間の大部分を私的利用に費やしていたという極めて悪質な職務専念義務違反であります。

2、給与返還請求の実施。

令和7年3月27日付で、私が代表を務める市民オンブズマンの会白子から提出した公開質問状に対し、当時の石井町長は、令和7年4月3日付回答書において、給料4か月分の7割の金額を基準とし、金額を精査し令和7年4月30日までに返還請求する旨回答を受けております。この公式回答に基づき、町は令和7年4月30日付で、元職員に対し給与126万円の返還請求書を発出し、支払い期限を令和7年5月31日としたものです。

3、完全に放置された債権回収。

ここからが本件の核心です。2枚目、支払い期限である令和7年5月31日から現在に至るまで、今回の監査請求に至るまで、おおよそ既に4か月半以上が経過しているにもかかわらず、町長は督促状の発送や法的措置等いかなる債権回収措置も講じておりません。126万円という町民の貴重な税金が完全に放置されているのです。

第2部、法的義務違反の重大性。

4、地方自治法第240条違反。

地方自治法第240条第1項は、明確に次のように規定しております。普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の債権について、時効による消滅その他の事由による権利の消滅を防止し、その保全及び取立てに努めなければならない、これは町長に対し、債権の保全と取立てを法的に義務づける規定であります。

5、督促義務の不履行。

参考として、地方税法第329条の2は、納期限後20日以内に督促状を発する法的義務を定めています。また、香川県坂出市の債権管理マニュアルには、本件のような私債権についても、税との均衡を保つため、納期限後20日以内に督促状を発する旨が定められています。これらは債権回収における自治体の標準的な取扱いを示すものです。

ところが、本件では支払い期限から4か月半以上経過しても督促すら行われていないのです。これは明らかに地方自治法第240条第1項に反する財務会計上の怠る事実であります。

6、時効完成による権利消滅の危険。

さらに深刻なのは、時効の問題です。当該債権は不当利得返還請求権として、民法第166条第1項により5年の消滅時効にかかります。現在の状況が継続すれば時効が完成し、町民の貴重な財産である126万円が回収不能となる重大な危険があります。

第3部、公平性の欠如と住民への背信。

7、一般住民との不公平な取扱い。

ここで重大な問題を指摘させていただきます。町は、一般住民に対する租税債権については督促や差押え等の強制処分を実施しております。しかし、元職員に対する債権のみを完全に放置しているのです。これは債権回収における公平性、一貫性を著しく欠く不当な取扱いと言わざるを得ません。

町民が税金を滞納すれば督促を受け、最終的には差押えを受けます。しかし、職員が不当に受け取った給与については返還請求書を出すだけで、その後は何も行わない。この二重基準は到底容認できるものではありません。

8、住民に対する背信行為。

さらに町長は、市民オンブズマンの会からの質問に対し、公式文書で返還請求を行う旨を明言したにもかかわらず、その後の債権回収を完全に放置しております。これは住民に対する重大な背信行為であります。公開質問状に対して公式に回答したということは、住民に対する約束であります。その約束をほごにし、126万円を放置することは、行政に対する信頼を根底から損なうものです。

9、納税者に対する背信。

元職員の給与は、町民の税金から支払われたものであります。その不当部分の回収を怠ることは納税者に対する重大な背信行為であり、地方財政運営の根幹を揺るがす不当な行為であります。町民は、税金が適正に使われることを信じて納税しております。不正に支払われた給与を回収しないということは、その信頼を裏切る行為にはかなりません。

第4部、継続する財政損失。

10、遅延損害金請求権の不行使。

民法第419条により、債権者が期限後に履行遅滞に陥った場合、債権者は遅延損害金を請求することができます。町長が遅延損害金の請求を怠ることにより、町は本来得られるべき収入を逸失し続けております。具体的には、令和7年6月1日から現在まで約4か月半が経過し、元本126万円に対する年3%の遅延損害金約1万5,000円相当の逸失利益が発生しております。これは時間の経過とともに増加し続けます。

11、債権価値の毀損。

町長が債権回収措置を怠ることにより、当該債権の回収可能性は時間の経過とともに低下しております。元職員の財産状況は時々刻々と変化する可能性があり、回収措置を遅らせるることは、債権価値を毀損することを意味します。126万円という金額は、元職員にとって決して小さな金額ではありません。時間が経過すればするほど資産の散逸や消費により、回収が困難になる可能性が高まります。

第5部、本件と前案件との関連性。

12、白子町のガバナンス問題の一環。

本件は、これ先ほど陳述したものの、これ順番が入れ替っているんで、これは後述ということですけれども、監査委員事務局長の情報漏えい案件と根底において共通する問題を抱えています。それは白子町における職員の非違行為に対する対応の甘さとガバナンスの欠如であります。

これは読みましょう。

- ・情報漏えい案件では、重大な秘密漏えいを行った職員を懲戒処分しない。
- ・本件では懲戒処分は行ったものの、債権回収を完全に放置する。
- ・いずれも最後まで責任を追及しない中途半端な対応。

この姿勢は職員の規律を緩ませ、町民の行政に対する信頼を損なうものであります。

13、これ前案件というのは順番入れ替わっていますけれども、いわゆるこの後議論する職員との処分格差の矛盾をここで指摘しています。

後述する案件では、監査制度の根幹を揺るがす重大な情報漏えいを行った職員に対して、町は懲戒処分を行っておりません。一方、本件では勤務時間の7割を私的利用に費やした元職員に対しては、停職1か月の懲戒処分を行いました。この対比から何が分かるでしょうか。

町は処分を行うか否かの判断基準が不明確であり、一貫性のない対応を取っているという

ことです。そしてさらに問題なのは、本件では処分はあったものの、その後の債権回収という最も重要な部分を放置していることです。

第6部、措置請求の必要性と正当性。

14、住民監査請求の意義。

なぜ私がこのような措置請求を行わなければならないのでしょうか。本来、債権の回収は町長の職責であり、住民が指摘するまでもなく実施されるべきものです。しかし、白子町では住民が指摘し、措置請求を行わなければ適正な行政運営が行われないという状況が常態化しております。これは極めて重要な事態であります。

15、措置請求後のは是正措置について。

ここで前案件というのは後述ですけれども、重要な点を繰り返します。措置請求後のは是正は、措置請求時点での違法性、不当性の判断に影響を与えるべきものではありません。仮に本件措置請求後、町が慌てて督促状を発出したり、債権回収措置を開始したとしても、それは措置請求時点における債権回収義務違反という違法性を消滅させるものではありません。これは皆さん読んでご理解のとおりです。

もしこのような後づけのは是正を理由に措置請求を棄却するならば、町は今後も違法、不当な行為を続け、住民から指摘を受けたら慌てて是正するという場当たり的な行政運営を続けることになります。これでは住民監査請求制度は全く意味をなしません。

16、126万円の重み。

最後に、126万円という金額の重みについて述べさせていただきます。126万円は、町民にとって決して小さな金額ではありません。一般的な町民の年収の数か月分に相当する金額、多くの町民が納める年間の住民税を大きく上回る金額、町の予算から見ても無視できる金額では決してないこと。この126万円が何の努力もなく放置されているのです。町民は、自分たちの税金がこんなずさんな管理をされていることを知れば、どう思うでしょうか。

結び。

監査委員への要望。

監査委員の皆様、お二人におかれましては、本件の重大性を十分にご理解をいただき、以下の点について厳正な判断をお願いいたします。

第一に、町長には地方自治法第240条第1項により、債権の保全と取立てを行う法的義務があること。

第二に、支払い期限から4か月半以上経過しても督促すら行われない町長の対応は、明ら

かに法的義務違反であること。

第三に、一般住民に対する租税債権の取扱いとの間に著しい不公平が存在すること。

第四に、このまま放置すれば時効完成により、126万円の町民の財産が失われる危険があること。

第五に、町長が遅延損害金の請求を怠ることにより、継続的な財政損失が発生していること。

第六に、本件は単なる債権管理の問題ではなく、白子町のガバナンス欠如を示す象徴的な事案であること。

18、最終的なお願い。

私は白子町の財政を守り、町民の税金が適正に管理されることを願って本件措置請求を行っております。126万円という町民の貴重な財産をこのまま放置することは許されません。監査委員の皆様には、本件を単なる債権回収の遅延として軽視することなく、白子町における行政運営の適正化を図る重要な機会として捉えていただき、厳正かつ公正な判断をお願いいたします。

町長に対し、直ちに民事訴訟を含む適切な債権回収措置を講じること、遅延損害金を請求すること、そして債権回収を行ったことによる財政損失を補填することを明示していただきますよう、心よりお願い申し上げます。

以上で1回目の意見陳述を終わります。ご清聴ありがとうございました。

ということで、もう少しちょっと補足資料についてポイントだけ指摘して、その後の質疑応答に入りたいと思うんですが、お手許にある240と書いてあるのは、これご覧になっているかどうか分かりませんけれども、市民オンブズマンの会白子のブログの240万の記事を単にコピーしただけのものなんで、これはもう既に町民に公開されている資料なんですけれども、一応リマインドのためにお手許にコピーをお配りしています。

この2枚目を見ていただくと、これオンブズマンへの緑川町長からの回答が、日付が9月24日と書いている部分ですね。ホチキスで留めた2枚目、公開質問状への回答の下の段、地域プロジェクトマネジャーに対する不当利得返還について。質問は返還されないことについて正当な理由があればその理由について。緑川町長の回答、双方に不利益を及ぼす可能性があるため、お答えできません。2、令和7年5月15日以降、町から督促は行われているのか。回答、双方に不利益を及ぼす可能性があるため、お答えできませんという回答です。

これは読み手の判断次第ですけれども、これを読んでのけぞるような思い、つまり全く当

事者としての町長の発言とは思えない。町民への説明責任を完全に放棄した、開き直りとまでは言いませんが、説明責任を全く果たしていない。責任感覚にも欠如した回答文書であると言わざるを得ません。

次のページ、これは今後の動きということで、これはブログに昨日かな、掲載したばかりなんで、この青線ですね。近日、住民監査請求を請求するという形でブログを掲載しています。

3枚目、4枚目かな、これは質問ですね。これはもうさっさとダブるんで。

(質問ですよね。受け取ったものですねと呼ぶ声あり)

どうしようかな。じゃ、さらっといきますね。213番と書いているの、多分七、八枚目ぐらいに。長谷川さん、よろしい。

○長谷川書記 はい。

○■請求人 これは昨日かな、以前か、出しているのは。直接的には関係ないんですけども、監査請求人の思いがここに入っているので、これは後で両監査委員に読んでもらえば分かるような思いを書いているつもりなので、重複するんで、こんな資料をブログに記載しているということで結構です。

あと、公表資料というところだけちょっと、その3ページ後ぐらいかな。令和5年3月24日、白子町職員の懲戒処分の公表について、括弧して左上に公表資料ということで、これはもう白子町としても公表して、停職1か月等々の外部発信をしているということなんで、一応参考添付しています。

あとは次のページは、これは後でご興味があれば読んでいただければ。公開質問状、当時は石井和芳町長へ、令和7年3月27日に公開質問状をつけて、その後、石井市長から4月3日に回答があってという、これまでの更新経緯をつけています。これは行政の一貫性からすると、町長が代われば業務の引継ぎ対象である事案であり、石井町長が緑川町長に代わろうと、一貫した町の行政としての対応が求められるのはもう言うまでもありません。

以上、ちょっと一方的に早口で申し上げましたが、ここで伝えたかったのは意見陳述、文章化をしている点で、おおよその部分についてはお二人の社会的ご経験からすると、おおよそ趣旨そのものについてはご賛同、ご理解いただけると思うので、以上で私からの冒頭のお話をここで切って、両監査委員からの質問を待ちたいと思います。

○地引代表監査委員 ありがとうございます。措置請求書を頂きまして、この請求の趣旨のところなんですかとも、先ほどのいただいた意見陳述、こちらの資料の最後のほうにもある

んですが、今回の請求のご趣旨として、まず町長がほぼ、2番のところですね。元職員に対し、支払い期限である令和7年5月31日以降……ごめんなさい、失礼しました。ごめんなさい、あれですね。最終資料を……

○■請求人 もうね……

○地引代表監査委員 すみません。

○■請求人 いやいや、謝っていただくことないけれども、監査請求を何回かしているけれども、もう紙の山でしょう。だから、ちょっと待ってね。

○地引代表監査委員 一番最初に、今回10月22日に出していただいた……

○■請求人 措置請求書ね。

○地引代表監査委員 はい。

○■請求人 手許にあるんで大丈夫ですよ。進めてください。

○地引代表監査委員 第一、請求の趣旨の2番で、町長は元職員に対し、支払い期限である令和7年5月31日以降、今まで支払いを怠っていることによる遅延損害金として、元本の126万円に対し、令和7年6月1日から完済するまでの年3%、これについての支払いを請求せよというところがあります。これについては理解いたしました。

この3番なんですけれども、町長は町に対し前項の債権回収を行ったことにより、町が被った財政上の損害相当額及びこれに対する遅延損害金相当額を支払えというのは、債権回収を怠ったとございますので、あくまでも元職員に対し請求することを怠り、回収ができなかった場合……

○■請求人 そのとおり。

○地引代表監査委員 という理解でよろしいですかね。

○■請求人 はい。二重で請求するような趣旨じゃないんで、あくまでも町長の責任で未回収となった場合は、町長がここに書いているとおり相当額を支払えという内容ですから、今、地引監査委員のおっしゃった内容でそごはありません。

○地引代表監査委員 すみません。念のためちょっと確認させていただきました。後の部分は今、先ほどもちょっとお話しいただきましたけれども、内容については理解できるものでございますので、私のほうから今追加質問というのは特になないです。

○大多和監査委員 私のほうからも特段、追加でこれをいただいて、しっかりと内容を読ませていただきました。その後の公開質問状の内容、あるいはこの回答等も見させていただいて、おっしゃっていることはよく理解いたします。

ただ、やっぱり審査を進める形になりますので、事実関係をどうしても把握する必要もあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○地引代表監査委員 ということで、1件目のほうは……

○■請求人 じゃ、もうこれで。もう私ももちろんお伝えできたかなということで。

じゃ、長谷川さん、思いのほか早いペースでうれしいでしょう。私もうれしい。ここで30分か。ちょっとお茶3分ぐらい飲んで、頭の切替えいいですか。

○地引代表監査委員 はい、いいですよ。

○長谷川書記 35分ぐらい。

○■請求人 気力も、僅か4人だから、ちょっとお茶飲んで、皆さん するから。

同じように、今からお配りする資料の基本的な流れと内容について、基本的には先ほどと同じパターンで、今から読み上げる内容については皆さんにプリントアウトしたものをお渡しします。その内容についてはテキストファイルを後で長谷川さんに送るんで、陳述書のドラフトもファイルで送るし、私がここで発言した陳述内容そのものは、そのファイルを利用してもらえば。そのてにおはとかというのは、もうこちらのお配りする文章を正、オリジナルとして取り扱ってもらって、陳情書を作るときは当然事前に、■さん、これでいいですかという確認のステップが入ると思うんで、そこで一応双方がダブルチェックできるのかなと思っています。

今からお配りする内容については、同じように私が読み上げる意見陳述内容と、あとオンブズマンのブログで担当する部分を皆さんにお配りするんで、長谷川さんのほうからちょっと配布してください。

(資料配布)

ちょっと私はもう回復したんでスタートできるけれども、お二人は大丈夫ですか。

(大丈夫ですと呼ぶ声あり)

では、いきますよ。

上に付いている監査事務部局長意見陳述45号という部分で、挨拶の部分もプリントしているかな。2件目の措置請求について意見陳述を行います。よろしいでしょうか。

(はいと呼ぶ声あり)

本件は、監査委員事務局長という監査制度の公平性を守るべき立場にある職員が、住民監査請求の審理過程において監査対象者に、監査対象者でいいか。裁判になってからは被告ですけれども、質問事項を事前に漏えいし、さらに回答例まで提供するという、監査制度の根

幹を搖るがす重大な秘密漏えい行為を行ったにもかかわらず、町長が懲戒処分を怠り続けている事案であります。

それでは、本件の重大性について順を追って説明をいたします。

第1部、事実経過と情報漏えいの重大性。

1、情報漏えいの発覚経緯。

令和6年3月22日、私は町有地の不法占拠及び使用料未請求の事案について、地方自治法第242条に基づく住民監査請求を行いました。その監査過程において意見陳述の機会が設けられましたが、令和7年1月20日、町が原告となっている民事訴訟において、被告である不法占拠者から提出された証拠により驚くべき事実が判明いたしました。それは当該職員が意見陳述に先立ち、監査委員が不法占拠者に対して行う予定の質問事項を事前に漏えいし、さらに被告に有利となるよう配慮した詳細な回答例まで提供していたという事実です。

2、情報漏えいの具体的な内容。

この漏えいは、単なる概要の伝達ではありません。当該職員が漏えいした質問事項は、実際に監査委員が行った質問とほぼ完全に一致しており、偶然の一致では説明のつかない明確な事前漏えいであります。

さらに重大なのは、単なる質問事項の漏えいにとどまらず、被告が不利になりそうな回答については当該職員が回答例を提供するなど、監査対象者に対して明確に便宜を図る行為を行っていたことです。これは監査の公正性、中立性を根本から損なう行為であり、住民の監査請求権を実質的に無意味化するものです。

第2部、隠蔽体質と組織的問題。

3、町による情報隠蔽の実態。

ここでさらに深刻な問題を指摘させていただきます。令和7年1月に情報漏えいが発覚した際、町は請求者である私に一切知らせることなく、この重大事実を隠蔽しました。その後、私から情報公開請求を行ったにもかかわらず、総務課は情報漏えいの事実が記載された書類を開示することなく、意図的に隠蔽し続けました。

私が自ら真相を発明し、再三にわたる指摘を行って、初めて町は書類を開示したのです。この事実は何を意味するのでしょうか。町は職員による重大な非違行為が発覚しても、それを隠蔽し、住民からの追及を受けるまで事実を明らかにしない組織体質を持っているということです。

4、総務課の重大な責任。

故意に監査される側に情報漏えいをすることは、住民監査請求制度に対する信頼を根幹から揺るがす非違行為と言えます。にもかかわらず、措置請求者である私が自ら真相を解明し、再三にわたる指摘をしても、なお何ら対応してこなかった総務課の責任は極めて重大です。

5、過去の監査請求における同様行為の蓋然性。

本件事案の手口と組織対応を見ると、過去の監査請求においても同様の情報漏えいがあつた蓋然性は高いと言わざるを得ません。私は町長に対し、過去の監査請求案件についても調査を行うよう再三求めてまいりました。しかし、町長は把握していませんと回答する一方で、合理的な理由を示すことなく、過去の執行状況から適正に執行されたと認識していると述べ、調査を行わない姿勢を取り続けています。本来であれば、第三者委員会による調査や再発防止策の検討を行うべきであるにもかかわらず、それを怠り続けているのです。

第3部、懲戒処分基準への明確な該当性。

6、白子町の処分基準。

白子町職員の懲戒処分等の基準に関する規程第5条8は、次のように定めています。職務上知り得た秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員に対しては、免職または停職という極めて重い懲戒処分を行うものとする。本件はこの規定に完全に該当いたします。

7、本件の該当性。

本件における当該職員の行為は、以下の要件を全て充足しております。

①職務上知り得た秘密。

監査委員の質問事項という監査事務上の機密情報。

②故意の漏えい。

質問事項をほぼそのまま事前提供し、相手先は被告ですね。事前提供し、模範回答まで作成。

③公務運営への重大な支障。

住民監査請求制度の信頼性失墜と機能不全。

今回の件は、監査請求制度の根幹を揺るがすような公務運営に重大な支障が生じている事態であることは明白です。

8、他職員との処分格差。

ここで処分の公平性という観点から、重要な事実を指摘いたします。これは先ほど述べたプロジェクトマネジャーのところで指摘した、順番は変わりますけれども、背景は表裏の関

係で、白子町は業務内でのインターネット閲覧を勤務時間の7割以上にわたって行った白子町地域プロジェクトマネジャーに対しては、停職1か月の処分を行っております。しかし、監査制度の根幹を揺るがす重大な情報漏えい行為を行った当該職員を処分しないことは、明らかに処分の均衡を失していると言わざるを得ません。

第4部、町長の不合理な対応とガバナンスの欠如。

9、町長による処分の不履行。

町長は、オンブズマンの会からの公開質問状に対し、裁判内容に関係ないことを認めながら、極めて抽象的な訴訟結果への影響を理由として、当該職員の懲戒処分を行わない旨回答しています。しかし、情報漏えいという客観的事実は既に裁判資料により明らかとなっており、懲戒処分の実施が裁判の帰趨に影響を与えることはございません。民事責任と懲戒処分の実施は法的に別個の問題であり、町長の理由は合理性を欠いております。

10、ガバナンス上の重大な問題。

今回の件で明らかになったのは、白子町が組織として重大なガバナンス上の問題を抱えているということです。

- ・職員の重大な非違行為を隠蔽する体質。
- ・住民からの指摘があっても調査を行わない姿勢。
- ・明確な処分基準があっても処分を行わない不作為。
- ・町長をはじめ町執行部に反省の姿勢が見られない。
- ・自浄作用が働いていない組織構造。

このような状況を放置することは、地方自治体としての信頼を根本から失うものであります。

第5部、財政損失と町民への影響。

11、継続する財政損失。

当該職員の月額給与は40万円を超えるものと、これは推定されます。仮に停職1か月の処分を受けていれば、その期間中の給与支払いを停止することができ、少なくとも月額40万円相当の財政支出を節約できたはずです。令和7年1月20日に情報漏えいの事実が判明してから今まで、町長が懲戒処分を怠り続けていくことにより、本来であれば支払う必要のない給与を継続して支払っており、その累計額は相当な金額に達しております。これは町民の税金を不当に浪費し続けることを意味します。

12、住民監査請求制度の形骸化。

より重大なのは、経済的損失だけではありません。本件により、白子町における住民監査請求制度は実質的に機能不全に陥っております。住民が監査請求を行っても、監査対象者に質問内容が事前に漏えいされ、有利な回答が準備される。そして、そのような重大な不正が発覚しても町は隠蔽し、処分も行わない。これでは住民の監査請求権は絵に描いた餅になってしまいます。

第6部、本件措置請求の本質的な意義。

13、個人への非難ではなく、制度の正常化。

ここで改めて強調させていただきたいことがございます。今回の住民監査請求は、事務局長個人を責めるために行っているものではありません。私が求めているのは、白子町の行政手続全般における適正手続の欠如を正すことあります。

- ・公正な監査制度の確立。
- ・職員の非違行為に対する適正な処分。
- ・組織的隠蔽体質の是正。
- ・第三者委員会による過去事案の調査。
- ・実効性のある再発防止策の策定。

これらは健全な地方自治を実現するために不可欠なものです。

14、措置請求後のはずについて。

最後に、重要な法的論点について述べさせていただきます。過去の措置請求において、町は請求後には是正措置を講じたことを理由として請求を棄却する判断がなされたことがあります。しかし、措置請求後のはずは措置請求時点での違法性、不当性の判断に影響を与えるべきはありません。仮にこのような判断を認めるならば、行政にとって都合の悪い措置請求については、措置請求後、監査結果前に事後的な是正措置を講じることにより、全て棄却することが可能となってしまいます。これは住民監査請求制度を形骸化させる極めて不当な解釈であります。

したがって、本件措置請求について、仮に請求後に町が何らかのはず措置を講じたとしても、措置請求時点における違法性、不当性は厳然として存在する事実であり、監査委員はこれを適切に認定すべきであります。

結び。

15、監査委員への要請。

監査委員のお二人におかれましては、本件の重大性を十分にご理解いただき、以下の点に

ついて厳正な判断をお願いいたします。

第一に、当該職員の行為が白子町職員の懲戒処分等の基準に関する規程第5条8、免職または停職に該当する重大な秘密漏えい行為であること。ちょっと途中ですけれども、これについてお手許につけてある資料の中で、白子町の規定をつけていますので、ここに書いてあることがそのまま記載されているんで、そこは色を塗っていますんで、後ほど適宜見てください。

第二に、町長が合理的理由なく懲戒処分を怠り続けていることにより、町に継続的な財政損失が発生していること。

第三に、本件は単なる個別職員の問題ではなく、白子町の組織的なガバナンス欠如を示すものであること。

第四に、住民監査請求制度の実効性確保のため、措置請求時点での事実関係に基づく厳正な判断が必要であること。

16、最後に。

私はかねてより白子町をよりよい町にしたいという思いから、本件措置請求を行っております。職員の不正を見過ごし、隠蔽体質を温存し、適正な処分を怠る行政では住民の信頼を得ることはできません。監査委員のお二人には、本件は単なる個別事案としてではなく、白子町の行政の適正化を図る重要な機会として捉えていただき、厳正かつ公正な判断をお願いいたします。

続けて3行、住民監査請求制度の実効性を確保し、白子町における適正な行政手続を取り戻すため、本件措置請求を認容されますよう心よりお願い申し上げます。

以上で私の意見陳述を終わります。ご清聴ありがとうございました。

今申し上げたとおりなんですけれども、お手許につけた資料について簡単に、これですね。これも基本的にはオンブズマンのブログをコピーしたんで、詳しくは説明しませんが、1枚めくっていただいて、紫色で塗っているところ、2枚目ですね。緑川町長から私への9月24日付、紫色で塗っている内容ですね。これは監査請求でアタッチした添付資料以降、添付していない最新版に近い、いわゆる町長から何回も、あるいは何回か公開質問をして回答をもらっているんで、この内容についてブログを上げたのは実は昨日、これ表紙は9月24日付の240番目の記事になっていますけれども、今日の監査請求に備えて昨日ブログに上げた内容ですけれども、この紫で塗っているところ、いきますよ。

適正に執行された過去の執行状況等とは具体的に何か。回答、町ホームページでも公表さ

れている、これまでに実施された監査及びその結果です。もう訳分からない。

2、何を根拠に適正に執行されたと認識したか。回答、監査委員の判断に基づき決定された監査結果について、適正であると認識しています。これもよく分からない。

3、職員による情報漏えいと公正な監査が害された事実を認めながら、なお調査する必要がなく、調査を行わないとした理由について。回答、過去に実施された監査について適正に執行されたと認識しているためです。これいきなり見せられて、頭にクエスチョンマークが3つあると思うんですけども、この回答を求める質問というのはその後についているんで、これが緑川町長から私への最終の回答というのが9月24日にあったということでつけています。

これに対して次のページで紫色に塗っているのは、今後の動きとして、上記緑川町長の回答は到底看過、受け入れることはできない。監査委員事務局長の情報漏えいについて、近日住民監査請求を実施するというブログになっています。

その次のページが、それが9月11日の先ほど回答を最初にご紹介しましたけれども、その質問がここです。9月11日に出した質問に対して、先ほどご案内した9月24日の緑川町長から私への回答ということなんで、こちらの質問を先にご案内すればよかったですけども、ここ書いている部分は監査委員、紫の中ね。公開質問状、監査委員事務局長の情報漏えい問題について、町長は令和7年7月14日付の回答書で、コンプライアンス上の重大な事案という認識がありながらも、過去の執行状況等から適正に執行されたと認識したという根拠について質問したが、何らの理由や説明もなく、調査する必要がない旨回答した。

これ時系列でいうと、遡っていかないとこれつながらないんで、それは含んだ上で、どんなやり取りをしたかということだけ認識してもらえば私の陳述の背景説明にはなるんで、1、2、3ですね。適正に執行された過去の執行状況とは具体的に何を根拠に適正に執行されたと認識したのか。職員による情報漏えいと公正な監査が害された事実を認めながら、なお調査する必要はなく、調査を行わないとした理由について。ですからこれつけた理由は、監査請求の中のアタッチした町長との公開質問状のやり取りの中に反映されなかつた部分があるという認識で、一応参考に、アップデートする意味でこれをつくりました。

その後、左上、白子町職員の懲戒処分等の基準に関する規定、平成28年12月1日、訓令第4号、これ手間隙かけてプリントアウトしましたけれども、この中で5枚目にピンクで色を塗っているところありますね。長谷川さん、大丈夫。

○長谷川書記 はい。

○■請求人 これが先ほど言った秘密漏えい、私の陳述では情報漏えいという形ですけれども、意味は同じです。職務上知り得た秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じた職員、免職または停職、職務上知り得た秘密を自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員。

ただ、これ色は塗っているものの、自己の不正な利益を積極的に図る目的があったかどうかははっきり言って分かりませんが、その上、申し上げたところね。故意に秘密を漏らして、公務の運営に重大な支障を生じた職員というのが私が陳述で主張しているカテゴリーなので、これは規程によれば免職または停職というのが厳然として白子町の規定にあるということを添付しています。

それと、あと後ろから3枚、4枚遡ってもらって、これはちょっとグーグルで調べた、これは一般的な自治体職員の非違行為に対する懲戒処分の内部手続ということで、これは直接的には白子町の規定にあるわけではないんですが、今回の件を考えると、やっぱり自治体職員というくくりで言えば、白子町の職員も含めて懲戒処分の内部手続がここに規定されているんで、ここで私が一言、気がついた点を両監査委員に申し上げるとすれば、やっぱりそれなりの懲戒手続については適正なプロセス、本人の弁明の機会を与えるなり、一刀両断に懲戒するというのは、これは明らかに行き過ぎた行政権の行使というのはもう明らかなんで、にもかかわらず、今回の監査請求事案については、町の規定で言えばやっぱりこの規定に該当するし、その後、具体的に白子町庁内でどんなふうなプロセスを踏んだかについては、外部町民からはうかがい知れない部分があるんで、それは適切に運営された結果、懲戒処分が出されたという前提で申し上げました。

いろいろ長くなっていますけれども、この発言メモを読み上げていて、1点だけちょっと補足しないと、いわゆる和解というのはこの前の9月の25日の白子町議会で、いわゆる裁判所がこの件、白子町を原告として、これ中里プールの裁判の話については和解案が出て、それが9月25日の白子町議会で決議されたんで、ここでは和解というものが決まっていない段階だったんで、文章とすれば間違ってはいないんです、これをつくった時点では。ただ、その後の状況変化は一応和解を受け入れたというのは、大多和議員はもう議員ですから既にご承知のとおりですけれども、地引監査委員におかれても、そういう状況変化があるということは一応載せています。

○地引代表監査委員 ありがとうございます。

○■請求人 一応わっと言いましたけれども、一応ここで質問をお受けしたいと思います。

○地引代表監査委員 ありがとうございます。そうですね。一部状況が変わっているといいま
すか、今おっしゃっていただいたように、今行われていた訴訟についても一定の状況変化が
あったということは考慮するといいますか、今お話しㄧだいたように状況としては理解を
しております。

これもなかなか難しいお話ではあるのかなと思います。措置請求書……

○■請求人 今、手許にあります。

○地引代表監査委員 頂いています。基本的には何が請求されているのかというところを明確
にしたいというのが趣旨ではございますが、今回の1ページ目の第1、請求の趣旨の2番で
すね。町長の当該職員に対する懲戒処分を怠ったことにより、白子町が被った財政上の損害
として、令和7年1月20日以降、現在まで支払い続けている給与相当額及びこれに対する各
支払い日から完済までの年3%の割合で遅延損害金の返還を当該職員に請求せよという話で
あるんですが、これは1月20日というのは、裁判において証拠書類が掲示された時点。

○■請求人 はい、そうです。

○地引代表監査委員 ということですよね。なので、そこからすぐにというわけではないのか
もしませんが、実際にご請求の趣旨といたしましては、それが分かった時点で仮に何かし
らの措置をした場合、その結果に基づいて支払われた日からの遅延損害金という理解でよろ
しいですか。

○■請求人 全くそのとおりです。重ねて言うと、当然、本来懲戒処分の委員会も開かれな
いままずるずっと時間がたっているというのが、そもそも論で言ったら全く理解できないん
だけれども、ここでの趣旨は今、地引代表監査委員がおっしゃったとおり、監査請求人から
すると、裁判記録の日にちしか、そのスタート時点を特定できないんで、その事実は裁判所
の文書により確認できた日にち以降、それが1か月の停職なのか、3か月の停職処分なのか、
これは監査人の知らない世界なので、これはその処分があったことを前提に、白子町が持つ
職員に対する債権の回収をせよと。万が一それができない場合は、現町長、緑川町長はそ
れを支払えといった先ほどの建てつけと基本的には同じような建てつけですね。

○地引代表監査委員 分かりました。

○大多和監査委員 これについては、令和6年3月20日に■さんから提出された職員措置請
求書を審査するに当たって、この過程の中で起きた事案というふうに理解をしています。

○■請求人 はい、そうです。

○大多和監査委員 このことについての、再度しっかり事実を確認した上で、審査結果を出し

たいというふうに思っています。

○■請求人 お願ひいたします。

○大多和監査委員 それでよろしいですかね。

○■請求人 はい。今の話については、もう大多和監査委員がおっしゃったとおり、もう基本的には文章で、いわゆるエビデンスというのはもう行政文書なり裁判文書含めて、文字化された事実が日付入りで出ているんで、そこで争う争点というのは基本的にはないかなと。

あとは紛糾するすれば、その処分の内容について。もっと言えばデュープロセスね。訂正の書類を怠ってきた。こんなことがあったのに懲戒委員会も何も開かれないまま放任、放置している。もう常識的な白子町民の目から見れば、ここは無法地帯かというような、うなづく必要はないですよ。請求者の思いで言えば、もうあり得ない行政のやり方だというふうに思っています。

話を取つちやつたんですけども、今、大多和さんがおっしゃったとおり、過年度の陳述内容も添付しているつもりですし、それを肅々と事実関係等を時系列に並べてもらえば、今回の主張についてはかなりのところはご理解いただけるのかなと思っていますし、適切な判断がされることを期待しております。

○地引代表監査委員 そうしましたら、質疑は……

○■請求人 あと、一応資料をご準備したのは、今からお配りする資料は見てもらうほうが早いんですけども、これは主に地引監査委員との公開質問状のやり取りの中から、改めてこの席上で確認したい点を何点か、これ関連する部分なので、ちょっとお配りしてくれる。

(資料配布)

今お手許に行っている内容は、今回の監査請求に直接関係すると監査請求人が思う内容で、確認したい点を色を塗っているんで、これ219番というオングルマンブログをそのままコピーしていまして、1枚めくつてもらうと、今年の6月19日に私から地引監査委員への公開質問状、1枚めくつてもらうと、いろいろ派手に広がっていますが、3点ほど確認したいんですが、これ令和7年7月4日付、地引代表監査委員から私宛ての公開質問状への回答ということで、一つは事実関係について、ここに書いている内容は、監査委員は本件漏えい行為の存在をいつ、どのような経緯で把握したかに対する地引さんの回答は、令和7年6月2日に町監査委員事務部局職員（以下、職員という）から携帯電話へ連絡があり、状況を把握しましたという内容なんで、この時期についての確認をしたいのですが、これ6月2日というのはどういうところから出てきているんでしょうか。これは記憶ですか。6月2日とかなり特

定されているんで。

○地引代表監査委員 そうですね。ここに書いてあるとおり、携帯電話で連絡がありとなっていますので、携帯電話の履歴から追ったものになっています。

○■請求人 そうですが。一応、側面情報を申し上げると、これはここで6月2日が正しいかどうかを申し上げる場でもないし、これはもうオフレコでいいと思って、この資料あえて分けてはいるんですけども、今回の当該職員と私の会話の中で、たかさんね、一体いつ監査委員にこの事態を報告したのかということを聞きました。彼は、■さん、3月末ないしは4月早々に、私から地引監査委員の携帯に報告しましたということを聞いています。

だから、そこで3月末、4月と6月でいうとあまりにも時間差があるんで、もしかしたらたかさんの記憶違いなのか、地引さんの記憶違いなのか、それはもう第三者からするとそれこそ分からないんですが、一応たかさんのほうからはそういうふうに聞いているという事実はこの場で申し上げておきますんで、もしこれがこの後、後日でも結構ですけれども、地引さんのほうで手帳なりもう一回見直して、6月2日でなかった場合は、速やかに私のほうにご一報いただけますか。

○地引代表監査委員 はい。

○■請求人 もし変わらないということであれば、特段の連絡はもちろん不要です。これはこの部分ね。

それと2、調査処分の実施状況について、本件把握後、当該職員に対し守秘義務違反についての調査を実施したか。回答、実施していません。今後、関係部局の対応も含めて調査を実施していくという回答を7月4日にいただいているんですが、その後のいわゆる調査の有無、あるいは調査にまつわる事態の推移等々についてのご説明をいただけますか。

○地引代表監査委員 すみません、ちょっと……

○■請求人 調査はされていますか。

○地引代表監査委員 意見陳述の場ではあるので、ちょっとここでどういう形で回答するのかが今口頭で回答してしまっていいのかどうかというのは、すみません。いいのかどうか判断できないんですけども。

○■請求人 じゃ、こうしましょう。私もこういう大組織において、先ほど私のほうからオフレコを前提にと言ったのは、当然、今回のメインストリームのやり取りは先ほどの会話でもう終了だと、もう私は思っています。ただ、この場を借りないと、こういうある意味ではインフォーマルな会話というのは、残念ながら監査委員とはやり取りができないので、回答が

この場でできないということであれば、それはそれで結構です。

○地引代表監査委員 はい。

○■請求人 監査請求者とすれば、これについて知りたいということをお伝えする場と割り切りましたので、受け取るだけで結構です。コメントができないということであれば。

その下、3、監査委員への対応について。ア、本件把握後、町長から監査委員に対し、当該事実の報告はあったか。回答、報告は受けていません。これについても、その後回答があったかどうかはあえてこの場では聞かないことにしました。

次のページ、これも同様にコメントは結構ですが、4番、町民への説明責任について。町民というのは私ですけれども、この件の経過と対応状況を町民へ、私だけじゃないんで、白子町民へどのような手段、時期で公表する予定か。回答、現時点では公表の方法や時期については決まっていません。今後、関係部局と連携して対応していきますということについては、回答は不要ですが、当然その後どうなったのかはお聞かせいただければありがたいです。

5、刑事告発について。本件行為が地方公務員法第34条違反等に該当する疑いが濃厚であることを踏まえ、監査委員として刑事告発は行うのか。回答、当該行為の性質、与える影響の度合い、更正の有無等を総合的に勘案し、必要であると判断した場合には行うものと考えていますというところに色を塗ったのは、もうくどくど言う必要はないと思うんですが、これまでのやり取りの中から、色を塗るだけの思いがあるということを、これはオフレコで結構です、お伝えしました。

からは以上です。

○地引代表監査委員 ありがとうございます。

○■請求人 これで

○地引代表監査委員 そうですね。今、いろいろ追加の資料をご提供いただきましたので、改めて我々のほうで調査等を実施し、回答をさせていただく形になるかと思います。

○■請求人 分かりました。

○地引代表監査委員 以上で、請求人の陳述のほうを終了とさせていただきます。

本日の陳述内容を参考にいたしまして今後の監査を進めたいと存じます。

本日はお疲れさまでした。

○■請求人 どうもありがとうございました。ご苦労さまでございました。どうぞよろしくお願いします。

○長谷川書記 ただいまをもちまして、白子町職員措置請求書に統いての陳述を終了いたしま

す。

本日はお疲れさまでした。

関係人意見聴取調書

事件番号	白監第44号・45号住民監査請求 (白子町長に関する措置請求) 令和7年10月30日受理		
日 時	令和7年11月25日(月)		
場 所	白子町役場2階 第2会議室		
出席者	関 係 人	高橋 庸行	
	監査委員	地引 久貴	
	監査委員	大多和 秀一	
	事務部局	長谷川 由紀	
発言内容(記録)			
別紙 発言記録書のとおり			
作成者	白子町監査委員事務部局	長谷川 由紀	

R7.11.25 意見聴取（高橋庸行）

○長谷川書記；

おはようございます。

○出席者；

おはようございます。

○長谷川書記；

ただいまから地方自治法第199条第8項の規定に基づきまして、令和7年10月30日付け白監第45号で受理いたしました白子町職員措置請求書、白子町長緑川輝男氏に対する措置請求についての関係人の意見聴取を実施いたします。

なお、実施に当たりまして、白子町住民監査請求における陳述等の実施に関する要綱の規定に基づき進めさせていただきますのでご承知おきください。それでは、ここからの進行につきましては、地引監査委員の進行により執り行わせていただきます。

地引監査委員、よろしくお願ひいたします。

○地引久貴監査委員；

はい。

では、こんにちは、監査委員の地引久貴です。

よろしくお願ひいたします。

○大多和秀一監査委員；

こんにちは、監査委員の大多和秀一です。

よろしくお願ひします。

○地引久貴監査委員；

本日は私たち2名で対応させていただきますのでよろしくお願ひいたします。それでは、着座にて進めさせていただきます。

白子町職員措置請求書は見ていただきましたか。

あなた様は対象者として名前が出ている、役場職員の高橋庸行さんでよろしいですね。

○高橋庸行氏；

はい。

○地引久貴監査委員；

お忙しいところご協力いただきありがとうございます。

さて、事前に説明があったと思いますが、今回の関係人意見聴取につきましては、去る10月30日に受理しました、白子町職員措置請求書、白子町、白子町長、緑川輝男氏に関する措置請求に記載された請求の内容について、これに関する事実確認のために行うものです。

したがいまして、請求の趣旨の範囲を超えてなされた意見は採用できませんので、ご了承ください。

また、請求人や町当局から提出された資料を参考にしながら意見を伺いたいと思いますが、質疑応答形式で進めたいと思いますので、監査委員の質問事項に対して回答をお願いします。

特に主張されたい意見がある場合には、最後にその時間を用意しますのでよろしくお

願いいたします。

なお、発言の記録の正確を期するため、録音しますのでご了承ください。

また、本日の結果は調書として整理しますのでご了承ください。

意見聴取の時間は1時間以内を予定しておりますので円滑な進行にご協力お願いします。それでは早速ですが始めさせていただきます。

はい。

ということで、今回、ご質問等々をさせていただきますけれども、詳細についてはある程度、把握しているところではございます。

ただですね、今回改めてこういう時間をちょっと設けさせていただいて、正式な形ですね、色々お話を伺いたいというところです。

で、今回の出てきている内容につきましては、まあ、今回の発端となつたのはですね、前回の住民監査請求において、この同様のですね、意見聴取の場に置かれまして、その伺うにあたって必要な事項、こちらをですね対象者の方へ書面で渡してしまった、というところが、ことの発端となっておりますので、ちょっと、そこにいたつた経緯のところをまず、お話を伺いたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○高橋庸行氏；

はい。私から。

○地引久貴監査委員；

あ、はい、はい。

○高橋庸行氏；

そうしましたらですね、あの、今回皆様にご迷惑をかけてしまって申し訳ないんですけども、ことの発端は中里プールの不法占有に関しまして、不法・不当占有に関して、前回住民監査請求がありました。その際の、このような、あのヒアリングの中で、相手方に想定問答プラス答えまで用意したということに関しましては、こちらに関しましては事実です。

なぜこのようなことをしたかと申し上げますと、リック・C・S・Rさんが、やはり、あの専門の業者ではあるものの、このようなヒアリングですとか、行政の手続きに関しては、非常に不得手なのではないかということがありまして、当方で少なくとも、こういうような内容でこういうことが想定されているんだよ、という準備はしないですね、この場において先ほどお話がありましたが、いわゆる範囲を超えての話だとか、支離滅裂な内容になってしまって、正直、ヒアリング自体がままならなくなってしまう恐れがあるのではないかという、私の勝手な判断なんですが、それに基づきまして、一般的にこういうような事態の場合にはこういう質問が想定されるだろうということで、私も当初から、この中里プールの関係には携わっていましたので、時系列から色々と確認することもありまして、まずそのあたりを整理し、かつ、それに対しては間違いがあつてはいけないので、堀田さんとかと事実をそのまま答えるようなイメージで、想定問答というものがいいのかなということで作ったものになります。

これに関しましては、当然、その質問どおりに監査委員さんが質問されるという前提はないのですけれども、ある程度想定できるものをということで作成しています。

今回、結果的に情報漏洩というようなご判断になったわけですからね、

意図してというか悪意を持ってやっていったわけではなく、かつ、堀田さん側のその利益というか、になるようにそういうような行動をしたわけではなく、どちらかというと私の都合というか、仕事の都合で円滑にことが進むように、また業者、業者というか堀田さんの主張することが、あまり私の知っている事実と異ならないように確認をする意味でということで作ったものになりますので、そのあたりは、なんて言うんですかね、悪意を持ってとかという部分はありませんのでご了承いただければと思います。

上手く説明できませんが、以上です。

地引久貴監査委員；

はい。ありがとうございます。

その際に、こちらが準備した形にはなっているのですが、その、堀田さんのほうから、何が聞かれるのかっていうことを、向こうから話があったわけではないっていう理解でいいですか。

○高橋庸行氏；

えっと、そこら辺は表現が難しいのですけれど、僕は、僕は、何なのですか、っていうようなイメージ。あの、堀田さん側からすると、私はどうすればいいですか、という問い合わせはあったのですけども、それが、その質問を用意するというまでのものには、向こうの意図はなかったかもしれないのですが、はい、あの、要は、とにかくこういうものに慣れていない方なので、そもそも、ヒアリングって何ですか、というようなところからは入りましたので。

○地引久貴監査委員；

文書出してほしいとかそういう意図ではない。

まあ、至極一般的に、なんて言うのですかね。まあ、当然、呼び出された側からすれば、俺はなんで呼び出されるのだ、というような感覚での内容であったという理解でいいですかね。

○高橋庸行氏；

そうだったと思います。

地引久貴監査委員；

はい。

そうですね。ちょっと、あの実際その辺で私自身が参加をしていなかったのですけれども、なんか形状どうしてもそれがあればね、向こうへ答えてしまったというところがあるのかなというところは、ちょっと、感じるところではあったのですけれど。

経緯と内容については、はい。了解いたしました。

大多和委員、何かございますか。

○大多和秀一監査委員；

あのね、請求書ですが、ここで出された請求書の趣旨並びに請求の原因、これをしっかりと請求人から出されていますけれど、これについて、ここは違うとか、そういうようなご意見はありますか。

○高橋庸行氏；

今回の。

○大多和秀一監査委員；

はい、今回の。

○高橋庸行氏；

今回の分についてはですね、何ですかね、私が過去に行った行為については事実としては間違いないという認識ではいます。

ただ、その前段ですけれども、私に対する処分いかんについては、私の何ですかね。私ができることではないので、そこについては何かを申し上げることはできませんけれども、まあ、その請求、今回の請求のきっかけとなった部分については、基本的には何ですかね、齟齬があるとは思っておりません。

ただし、その意図というか、について悪意があったかとか、そのなにがしかのマイナスをもたらそうと思ってやったわけではない、また、堀田さんというカリックさんに向こうの何ですかね、立場を優先してとかという意図は全くなく、自分の中ではかなり公平な立場を持った中で、事務が円滑に進むように、というような勝手な思いで進めたというような考えではあります。

○大多和秀一監査委員；

請求の理由の中に情報の漏洩というふうな言葉が出て来ますけれど、令和6年3月22日に出された職員措置請求書に関わる中で進むことですけれども、これが訴訟となつた中で、このことについて町当局あるいは高橋さん本人が優位となるようなことを含めて、情報漏洩をしたという感覚はありますか。

○高橋庸行氏；

はい。先ほど申し上げましたが、私がその想定問答、また、答えまで用意したということに関しましては、どちらが有利になるかとか、言ってしまうと秘密の漏洩というまでの認識もなく、あくまでも事務の円滑化を図るという、ただ単純な思いだけでしまった行為ですので、そこが重大な秘密だというご指摘をいただくということは、当然ちょっと想定というか、意識は全くしていなかったので、その点については公務員としての意識が足りないのだというご指摘ははいただくところなのかな、という風には感じています。

ただし、重ねて申し上げますが、どちらかに有利になるようなとか、そういうような意識を持ってやったわけではありませんので、そういう点はご承知いただければと思います。

○大多和秀一監査委員；

はい。

あの、令和6年3月22日に出された措置請求書の内容について、この内容 자체を把握するのに監査委員もですね相当の部分で資料の調べをしたりとか、正直申し上げて町当局もですね、間違った把握をしていたりとかですね、いろんなことが実際にはあったような気がいたします。

で、そうした中で、事実関係をしっかり調べていくのに非常に時間がかかったことと、それからもう一つは、高橋さん本人がその事業に対応していた職員であったということと、監査委員事務部局の職員だったということと、色々な兼ね合いになってしまったことと、監査員がですね、この措置請求を進めていく中で、ある意味、取り扱いを間違えたかなという感覚を持ってます。

しかしながら、町当局自体もこのことについては、あの、しっかりととした把握をやっぱり出来ていなかったと、ある意味、町当局のコンプライアンスに問題があったというようなことをですね、思っておりますけれども、訴訟の結果としては若いという形で進みましたけれども、こういう部分での高橋さん自身を含めて、町の職員あるいは町当局のコンプライアンスのことについて、どのように考えていますか。

○高橋庸行氏；

はい。

ことの発端になったというか、その中里プールに関する事業に関しましては皆様ご承知のとおり、事業として実施した部分につきましては町長の決裁を受けきちんと実施したもの、その終了後の対応を私が怠ったり、また、上司等に相談しなかったりした部分もあるうかと思います。

ただ、コンプライアンスという言い方になりますと、なかなか、今、全国的にもガバナンスって言うんですか、なかなか難しいようなところもありまして、全てが首長、町長の指揮の下におかれ、完全なその指揮系統のもとで行われているかというと、やはり、そうでない部分もあるうかと思います。

で、その中で、やはり一職員それぞれの職員がしっかりととした意識を持った中で、仕事を全うしなければいけない、という部分で、その部分で私は、ちょっとあの、逸脱した部分があるのではないかという反省はしています。

ただ、コンプライアンスが働いていたかとか、そういう意識がなかったかという話になりますと、全く意識がなかったわけではなく、やはり、町民のために、また今回のこの発端と言われる、あの、移住移住者の推進の事業に関しては、自分としては町のためになる事業だということで、それこそ分からなりに色々を皆さんのご意見をいただきながらやってきたつもりでおりますので、最後のところでちょっとやり方を間違った部分があるんですが、コンプライアンスはちょっと違うんですけども、そういう意味では、やっぱり、きっかけを作ってしまったことは間違ってはいると思いますけども、目指す方向というか、やるべきことっていうのは、まあ、コンプライアンスに則って町の未来を見据えたことをやって行ったつもりではおりますので、ちょっと上手く言えませんが、コンプライアンスとはちょっと別になってしまいますが、まあ、今の役所自体、どこもそうですが、なかなか厳密にその徹底をはかると言いつつ、やはりいろいろところでいろいろなニュースが出ておりますので、そのあたりがそれぞれ職員の意識の問題になってしまふのかなという部分は感じております。以上です。

○大多和秀一監査委員；

はい。あの、3月22日に出された措置請求書の内容を見て、この後の進め方の中で、自分に対して取り繕いをしなければならないという思い、しなければならないと思った感覚はありますか。

これをうまくまとめなければいけないという形、当の事業者の本人とも会いましたので、これを正当性を保つために何か取り繕いをしなければならないという思いがありましたか。

○高橋庸行氏；

はい、取り繕うという意味では、そういう意識はありませんが、とにかく、私も当事

者であり、リック・C・S・Rさんの当事者であり、その事実関係に間違い、それが生じてしまうと問題が発生する可能性の方が大きかったので、そこを調整すると言うか、すり合わせるという意識は正直持っていました。ただ取り繕うとかという表現とはちょっと自分の中では違うかなという風に感じております。

以上です。

大多和秀一監査委員；

はい、ありがとうございました。

○地引久貴監査委員；

はい。そうしましたら、もう一点伺いたいのですけど。

今回、前回の中里プールの件でこういう事象が発生したんですけれども、実際それ以前に、過去に住民監査請求が何度か提出いただいていて、同じように意見聴取の場があったと思います。

で、我々としては多分無いと思っているんですけども、同じようにこういう形で、質問事項また、それに対する回答の案のようなものをお渡ししたということはございますか。

○高橋庸行氏；

はい。

この案件、リック・C・S・Rさんは本当に一個人というか業者さんですので、そこに対する心配はしておりましたが、それ以外の案件につきましては、公務員だった方だったり、元の町長だったりした方が、その対象だったと思います。その方々に対しては、こういうヒアリングがあるよ、で内容については、住民監査請求がこういう内容で来ているのでこの内容になると思います、程度は、お話は当然、こういう場に来てくださいとお願いに行った時にはした記憶はありますが、想定問答のような形でお持ちしたことはありません。

○地引久貴監査委員；

はい、分かりました。

ありがとうございます。

監査という立ち位置からすると、いわゆる、相手に対していろいろな話を聞いて回答いただいたものを吟味し、それに対して我々も証拠ですか、そういうものを交えていくような形になると思います。

かと言って、全く質問を何もこちらから提供しないということは無いとは思うんですけど、どうしても外観的にそのあたりが疑われてしまうような事象ということで、今回は取り上げられ、取りざたされたような形になっていますので、ちょっと今後ね、我々もそうですけれども、事務局の方、ましてや府内の役場の職員の方々には監査に対する意識はちょっと変わる、なかなかこういう事象って少ないのかかもしれません、意識をちょっとえていかないと同じような形ですね、第三者から見た場合にお手盛りしてんじゃないのか、というようなことがないようにはしていきたい、していかなければならないなと思っていますので、この辺りはちょっと注意していくことが必要かなと思っています。

はい。

大多和監査委員、大丈夫ですか。

○大多和秀一監査委員

はい。

○地引久貴監査委員；

はい。

では、ちょっと時間が早いのですけれども、伺いたい内容は伺いましたので、監査委員からの質問は以上となります。

どうもありがとうございました。

この際ですので、特にこれを述べておきたいということがあれば、どうぞご発言してください。

○高橋庸行氏；

はい。よろしいでしょうか。

○地引久貴監査委員；

はい。

○高橋庸行氏；

それではですね、今回のことの発端と言われている中里プールの関係からですね、ここにいたるまで皆さん、また、町に対して大変ご迷惑おかげしたことについては本当に反省しております。

また、お詫びをしなければいけない立場だという認識はしております。

ただですね、そこに悪意があったとか、誰かに優位になる、どちら側に対しても有利になるというような意識を持ってやったことではなく、ただただ事務を円滑に進めたいというような意向で、今回ることは起こってしまったということで、それ自体が大きな問題なのだという指摘は重々分かっておるので、私としては、そこまでの意図を持ってやったわけではないということはご承知いただければと思います。

以上です。

○地引久貴監査委員；

はい。

ありがとうございます。

それでは、以上でですね、関係人の意見聴取を終了いたします。

本日の意見を参考にいたしまして、今後の監査を進めたいと存じます。

本日はお疲れ様でした。

○高橋庸行氏；

ありがとうございました。

○長谷川書記；

ただいまをもちまして、令和7年10月30日付け白監第45号で受理をいたしました、白子町職員措置請求書についての関係人の意見聴取を終了いたします。

本日はお疲れ様でした。

出席者；

ありがとうございました。

関係人意見聴取調書

事件番号	白監第44号・45号住民監査請求 (白子町長に関する措置請求) 令和7年10月30日受理
日 時	令和7年11月26日(火)
場 所	白子町役場2階 第2会議室
出席者	関係人 齊藤 貴人 関係人 緑川 秀幸 監査委員 地引 久貴 監査委員 大多和 秀一 事務部局 長谷川 由紀
	発言内容(記録)

別紙 発言記録書のとおり

作成者	白子町監査委員事務部局	長谷川 由紀
-----	-------------	--------

R7.11.26 意見聴取（総務課）

○長谷川書記 ただいまから、地方自治法第199条第8項の規定に基づきまして、令和7年10月30日付け白監第44号及び同日付け白監第45号で受理をいたしました、白子町職員措置請求書、白子町長緑川輝男氏に対する措置請求についての町職員の意見聴取を実施いたします。

なお、実施にあたりましては、白子町住民監査請求における陳述等の実施に関する要綱の規定に基づき進めさせていただきますので、ご承知おきください。

それでは、ここからの進行につきましては、地引監査員の進行により執り行わせていただきます。

地引監査員、よろしくお願ひします。

○地引代表監査委員 はい。

改めまして、監査委員の地引久貴です。よろしくお願ひします。

○大多和監査委員 同じく、監査委員の大多和秀一です。よろしくお願ひします。

○地引代表監査委員 本日は、私達2名で対応いたしますので、よろしくお願ひします。

それでは着座にて進めさせていただきます。

白子町職員措置請求書を既にご覧いただいたかとは思いますが、去る10月30日に受理しました、白子町職員措置請求書、白子町長、緑川輝男氏に関する措置請求に記載された請求の内容について、これに関する事実確認のため行うものです。

したがいまして、請求の趣旨の範囲を越えてなされた意見等は採用できませんのでご了承ください。

また、請求人や町当局から提出された資料を参考にしながら、意見等伺いたいと思いますが、質疑応答形式で進めたいと思いますので、監査委員の質問事項に対して回答をお願いします。

特に指主張された意見等がある場合には、最後にその時間を用意しますので、よろしくお願ひします。

なお、発言の記録の正確を期するため録音しますのでご了承ください。

また、本日の結果は、調書として整理しますので、ご了承ください。

意見聴取の時間は1時間以内を予定しております。

円滑な進行にご協力を願います。

まずは、出席者の自己紹介をお願いします。

○齊藤関係人 はい。総務課の課長であります齊藤と申します。よろしくお願ひします。

○緑川関係人 課長補佐の緑川と申します。よろしくお願ひします。

○齊藤関係人 はい。どうぞよろしくお願ひします。

○地引代表監査委員 はい、ありがとうございます。

公私ともに大変お忙しいところご協力いただきありがとうございます。

それでは早速ですが、令和7年10月30日付、白監第44号の件から始めさせていただきます。

まず、こちらについてなんですか、資料のほう、ご準備頂いておりますが、

状況の把握ということも、ございます。

今回、今井氏に対する、内容になって、令和7年5月30日付の返還請求書に対する、ものでございますけれども、なぜこのような形になったのか。

このような請求が発生したのか。

請求の期限として5月31日が期限として設けられていたにも関わらず、現状その回収等が行われていないのか。この流れについてご説明いただければと思います。

○齊藤関係人　はい。まず、流れですかね。

その、地域プロジェクトマネージャーの、給料返還請求に関するものと、懲戒処分に関する経緯ということでよろしいでしょうか、1ページ目にあります経緯を見ていきますと、これが時系列になりますが、令和6年12月20日に、企画財政課の職員から内部公益通報書の提出がありまして、この通報書を、令和7年の1月17日に、通報者に対し、受理の通知を行いました。

令和7年3月2日ですね、事実調査結果について、調査員から、白子町公益通報委員長宛に、提出しました。これにつきましては、まず所属課の、企画財政課による、面接結果の報告書により確認してございます。

同日、公益通報委員会から町長へ調査結果を報告してございます。

この内容につきましては、業務時間内に、私的なWebを閲覧していたことによる内容でございまして、その期間が、約10月から、2月までを、私的なWebを閲覧していたという内容でございます。

それに対しまして、令和7年3月18日に、白子町職員の懲戒審査会を開催いたしました。

内容につきましては、先ほど申し上げた、私的なWebを閲覧していたことに対する、職務専念義務違反でございます。

そのときの委員としましては、教育長、課長3名でございます。

同日、懲戒審査委員会から、町長へ結果報告と通達をしまして、懲罰の内容としましては、戒告でございます。

翌日、町長の方から、対象者に対して、停職1ヶ月と、処分の通知を行いました。これにつきまして、3月の24日に、ホームページについて公表を行い、合わせて、この通知と合わせてですね。失礼しました。3月19日のときに、停職1ヶ月と給与の変換請求を行っております。

町長の指示は同日に行いましたけども、正式な給与の返還請求につきましては、4月30日に行い、3月分の15万5,466円。要するに、3月の19日から、あ、31日まで分の請求になります。欠勤分になります。

それから、10月から、2月の職務専念義務違反として、126万円、これは、7割のWebを私的な閲覧をしていたということから、給料月額の7割相当ということになります。

令和7年の5月の15日に、今井氏より、申し立て書の送付がございました。

それから、6月の26日に、千葉県の公平委員会から、審査請求受理について通知がありまして、内容としましては、停職処分の取り消しを求める内容でございました。

令和7月17日、町から、答弁書を公平委員会のほうへ送付を行いました。7月の29

日、千葉県公平委員会より、釈明書の提出について通知があり、懲戒処分が停職となった理由等の資料の提出を求められております。

それに伴って、8月の13日に、町から、釈明書を公平委員会のほうへ提出してございます。9月の30日に、県の公平委員会より、審査終了予定について通知がございました。予定日としましては、令和7年の10月15日でございました。11月の4日に、審査請求の採決についての通知がありまして、停職から、戒告への処分修正の指示が来ました。11月13日、今井氏宛てに、懲戒処分修正の通知書を町の方から、送付してございます。内容としましては、公平委員会の審査結果と同様停職から戒告に修正しました。そして同日、今井氏へ、給与と未払請求の取り消し通知書も合わせて送付してございます。なぜ請求をしていなかったというのは、1つは、この公平委員会より、今井さんの方から、申し立てがあったと、いうのが、一番大きな理由になります。

○地引代表監査委員 9月15日に今井氏の申し立て書があるということで、これを、確認すると、公平委員会の方へ、その申し立てを、するよっていう形での通知っていうことなんですかね？

○緑川関係人 申し立ての内容には、その公平委員会に請求するってことは書かれてないです。

○地引代表監査委員 そうなんですね。

○緑川関係人 とにかく、あの、急に、これだけ、額の請求があつても、支払うのが困難ですというようなことです。申し立てとは別途、町宛てとは別に、公平委員会に、今井氏は出されたと。連動してるものではない。

○地引代表監査委員 既往の、給料の返還請求については、4月30日に続けて送付し、5月末を期限として、提出の方をされたと。そうは言っても、そこから1ヶ月くらい、結局は払はなかつたけれども、6月の26日に、公平委員会の方から、通知が来たということで、そこから、今公平会とのやり取りが発生したので、町としては一旦、督促の方はせずに、こちらの対応へ移ったという理解でいいですか？

○齊藤関係人 そうです。はい。そうですね。

○地引代表監査委員 結果として、停職から戒告へ、処分の修正が行われたと。

○緑川関係人 戒告に変わった、理由については、その裁決書には理由が、あります。

○齊藤関係人 公平委員会がってことですね。ここに書いてある、いくつか論点がありますが、結局、うちのほうの審査会で、採用したのが、まずは戒告であるということと、この公平委員会の方でも、その本件の処分の種類とか量定は、社会観念上著しく、妥当を解いた裁量権を付与した目的を、逸脱した違法が認められることから、本件処分の法律効果を、戒告の限度に修正するのが、相当であると判断すると書いてあります、これに準じ、町としても戒告に修正したというのが、本件の理由になります。

○地引代表監査委員 この公平委員会の、裁決は強制力があると思っていいということですかね？裁決の指示に従って、処分を修正する必要があるという認識でいいですかね？元々は戒告で出したけれども、町長からの指示によって停職の方になり、停職に従うその理由に合わせて、126万円の、給料の変換請求がなされているから、そもそも、戒告になったとしても、この126万の請求が、生きてくるのか？それとも、戒告になったことによって、元々その、戒告にともなって、生じた、給料への返還請求

がなくなると理解ができたのか?このあたりはどのように捉えてましたか?

○齊藤関係人 そうですね、戒告という、処分というのか、他の事例からもあるように、 ようは注意みたいな、処分だと思っていますので、停職になったことによって、3ヶ月分のやつはなってしまったものがありますので、その辺は当然、戒告になれば、その部分、請求できないのかという判断もありますし、その職務専念義務違反については、これは、あの、やはり公平委員会のほうでも判断してます通り、実際に、この7割というのが、本当に妥当かどうかというのは、判断できないというようなことになっておりますので、その両方ですね、両方含めて、返還請求は求められないんじゃないかなという判断でございます。

○大多和監査委員 もう1回、時系列でお話しください。ここに4月30日付、給料返還請求をしました。それで納期限を5月31日までにしました。という事が書いてあります、この請求書の中に。

それで31を経過して返還されてない場合は、20日以内に督促状を出しなさいと法的理由がされている。6月20日までに本来であれば督促しなければいけなかった。ところが20日までに返還請求がされていない督促状が出されていないという現状である。

6月26日県の公平委員会から通知を受理した。時系列として町は、督促状を出すべきであった。その辺の捉え方は、どうですか?

○緑川関係人 今井氏からは、払えないという申し立ては、あった。20日に督促状を出さないといけないのは、私の勉強不足でわからなかつた。対応をどうしようかと、時間が経ってしまったというのが正直なところです。

○大多和監査委員 法的措置に対してはうまく理解できていなかつたと捉えてよい?

○緑川関係人 納期限から20日過ぎたら督促状を出さなければいけない事を理解していなかつた。

○大多和監査委員 今井氏からの申し立てはメールですかね?実際に紙ベースではきていない?

○緑川関係人 はい

○大多和監査委員 申し立てる実績は受理したというようなことは

○緑川関係人 今井氏には伝えてはいないですけども、受け付けて町長へ報告はしました。

○大多和監査委員 このことについて県の公平委員会へ審査請求しました。というのは その26日に初めては把握したのですか?

○緑川関係人 はい、今井さんからは連絡なかつたです。公平委員会からの郵送での通知です。町は初めて把握しました。

○大多和監査委員 資料には確かに7月17日の町からの答弁書、あるいはあの釈明書は添付されています。

今回の請求というのは手続き上の問題があつて。この後ですね。裁決の結果にね実際には、こう取り消した分かるし、あの審査結果はしっかりとございます。1つ時系列が追つた中で。1つやっていなかつた。

○緑川関係人 督促ってことですね

○地引代表監査委員 なかなかは最終的に懲戒審査会で戒告する形で結果通知出している中、停職にかけて変わったところについては内容について、理由とかその辺りってどのように聞いていたんですか？

○齊藤関係人 具体的な理由は特になかったと聞いている。

○地引代表監査委員 町長より、停職 1 か月処分通知それに伴い給料返還の請求について指示があつて実施した。

結果として裁決にあたって修正しなさいと通知がきたということですね。

これによって返還請求権は取り消している形で行われているので、町としては、いわゆる返還請求は、遅延損害金、延滞金等は発生しない。ということですね。

○齊藤関係人 はい。おっしゃる通りです。はい。

○大多和監査委員 あと 2 つあります。調査調査委員会という委員さんが 4 名いて会長というか、どなたか代表がして結果について町長のほうへ報告しているはずですが、これを受けて町長の指示は違うかたちになっているけれども町長の方から理由等を委員会等にのべられているの

○齊藤関係人 特にございません。

○大多和監査委員 白子町公益通報委員会という会は、どういう存在なんですか。

○緑川関係人 内部通告、職員が不正があったばあい、職員から通報があった場合に調査する機関。発生した場合のみに設置している。今回の場合は、委員長は、通常副町長になるが不在のため教育長。

○大多和監査委員 委員さんは何名

○緑川関係人 2 名です

○大多和監査委員 この委員会と懲罰委員会が同じ委員と言うことは？

○緑川関係人 ありません。

○大多和監査委員 ありませんよね。わかりました。私は以上です。

○地引代表監査委員 最後に、公平委員会に申し立てをしてこのような裁決が出ているわけですけども、これに関連して町としての支出というものが差し支えがなければ伺いたい。

○齊藤関係人 公平委員会から特別負担金ということで通知がありまして、審査にかかる資料等 1,431 円 副本等送料 7,205 円 合わせて 8,636 円の負担金の通知がありました。

○地引代表監査委員 提示していただいた資料を、まだ読み込んでいないところがあるので白監第 44 号は資料拝見して、追加何か確認するべき事項があれば、また問い合わせさせていただきます。

休憩 5 分

○地引代表監査委員 意見聴取の再開をさせていただきます。

白監第 45 号の件を始めさせていただきますけども

45 号の方は、監査員事務局の職員による、情報漏洩という形で、守秘義務違反ですね、こういう形で、措置請求のほうを頂いています。その経緯という事で、措置請求の中

では、情報漏洩の発覚という事で、令和7年1月20日に、町が原告となって提訴している、民事訴訟において、被告の方からですね、提出された、職員にて、当時ですね、意見聴取を行った際に、質問書が、事前に、出されていたと、いうものの、証拠書類が提示されてたと、伺っています。

当然、その内容は、監査観点から、良し悪しは一旦置いておくにしても、そのような事実が発覚し、何かしら手立てを打つ必要があったのかどうか、それも踏まえて、現状まで、処分がなされていなかった。という形ですすんでいる経緯について、ご説明頂きたいと思うんですけども。

○齊藤関係人 1月20日に発覚した事案に付きましては、この時点ではまだ、その土地の引き渡し訴訟の、裁判中でありました。裁判中でありますので、終わらないうちに、その処分を下すのはですね、裁判結果を踏まえて判断する事が妥当であると、言う所もあり、この期間中に、裁判中については、処分を行わかったのは、それが主な理由でございます。

その後ですね、裁判が、和解が、10月の8日に、和解が成立しましたので、それを持ちまして、10月の21日に、懲罰審査会を、開催の起案を行いまして、で、10月の24日に、町長から、教育長宛に、調査審査会への諮問がございました。11月7日に、審査会1回目でございますけれども、開催を致しまして、その時のメンバーとしましては、教育長を初め、課長3名で行っております。

まだ結論は出ておりませんけれども、こういう経緯を持って、対応を致しております。

○地引代表監査委員 実際のところ、この裁判にあたって、措置請求書にある、質問書が、裁判記録として提出され、そのような事実を、町として、認識したのは、どのタイミングになりますか。わからなければ、後でお答えして頂いてもよいです。

○緑川関係人 裁判日の付けが1月21日に第一回裁判、されておりますので、その事前の代理人弁護士同士の、書類の提出の中で、その相手方の弁護士さんから、証拠書類ということで、その質問のやり取り書が出てきました。それは、お互いの弁護士連絡と裁判所を通して連絡をとっている日付が1月20日。その当日に町の方に、町の代理人弁護士から連絡があって、把握した、ということになります。1月20日に承知した。

○地引代表監査委員 実際、この時点で、この内容を把握されてその時点では、実際に提出してしまった職員に対する、懲戒については、検討されたような形のたちに検討、そういう対象だという認識になるのか、あったのか どうかなんんですけども。

○齊藤関係人 確かにその認識はあったんですけども、やはりその、裁判結果を踏まえた方がいいだろうとか。ことで、対応をしてあったとのは、事実であります。

○地引代表監査委員 裁判の結果、当然それによって、町に影響が変わってくるから、その時点では、結論がだせなかった。っていう理解でいいですか？

○齊藤関係人 おっしゃる通りです

○地引代表監査委員 なかなか難しい、時系列となりますが、和解調書の11月8日に和解が成立し、えっと14日に和解調書が与えられた。ということで、その結果を踏まえ、懲戒審査会は、開催されるに至ったと。そういう流れですよね？

- 齊藤関係人　はい。
- 大多和監査委員　裁判は全てウェブでやっているんですか？公開はしてない？
- 緑川関係人　それまでは把握していないんですけども、町の方の職員が、立ち会うとか、そういうことはしてないです
- 大多和監査委員　していないんですね
- 緑川関係人　はい。
- 大多和監査委員　町が、原告になっている裁判については、裁判の、進み方については、見ることなく弁護士さんにお任せをしていく形であったという。
- 緑川関係人　はい。その都度報告を出して頂きます。
- 大多和監査委員　この裁判を進めていく中で、実際に申し上げ、内容が非常に複雑であったことは 関係人である、高橋さんからも、伺ってます。時系列を踏まえて、内容を理解するのに 秘密の情報漏洩と言われている分については、ここにに至った経緯を説明をして行ったという風に、ある意味、理解をするんです。これは秘密であるという問題について、双方が理解をするために、やはり、当然、立ち場によって、 説明はして行ったっていう。1月 20 日の時点で、裁判記録を見たときに、それが 秘密の漏洩行為だと、根拠がどういうふうに考えますか。
- 齊藤関係人　町としてと言うか、個人の見解でもよろしいですか？審査会を、まだ 1回目しかしてませんけども。その審査会の話の中では、相手も知っている内容をお互いの確認を の意図が強いではないかというところはあります。それと相俟つて、その 動機が、高橋がその善意をもって行ったことではないのかと言うところがありますので、ちょっと、秘密漏洩という認識は違うのではないかというのは、意見としてあります
- 大多和監査委員　はい。わかりました。
- 地引代表監査委員　一般論的なお話になるかもしれません、今回の措置請求の中で内容としては、1月 20 日に、そのような事実が確認され、本来であれば、その時点で、適切な処分を下し、その時点で、戒告で行くか、減給になるか、停職になるか、それらにした形での、町としての、処分、町が給料を払っていたら給与のことの減給、返還に、応じた話が出ているんですが、このようなケースの場合に、どの時点でその処分を下すのか？と言うことに対しては、冒頭に少しお話ありましたけれども、裁判が始まつたばかりと言うこともあったので、和解に至るまで、要は、結果を待ったと言う話なんですが、通常、このような類似するケースがあった場合には、同じような形で、処分のタイミングですか？何かしら処分のを下すべきなのか？と言ったら、その辺りに対しては、どうお考えですか？
- 齊藤関係人　裁判の中で、この情報漏洩と言う資料が出されたと、それがどう裁判に影響するのかっていうのは、我々としても、そこは分からない。正直分からないので、まだその、途中の中の段階では、処分を下すのは、裁判に影響してしまうんじゃないかな、と言うことが、ありましたので、やれなかつたと言うのは正直な話です。
- 地引代表監査委員　だから難しいところですよね。わかったから、一般論的に、訴訟の継続中という。か、そういう形と言うのは、世の中色々、事例として、あるの

かなと思っていますので、あとはその判断が、どうだったのか？どうだったが？つて言うところを、頂いた資料を、確認しながら、考えている

○大多和監査委員 裁判記録を見て、聞くことが、あの、秘密の漏洩なる行為であったと言う認識は、その当時は町としては、されていなかったと言うことに、見込み、しているんですか

○緑川関係人 それは秘密に当たるのかどうか、っていうとか、その時点では判断しきれてはいなかつたですね。

○大多和監査委員 裁判の判決で出るまで、その認識については、どちらかと言うと、住民監査請求が出された中で、ある意味、重要性を認識したと言う見方でいきます。

○齊藤関係人 そこは違います。町としては、先ほど申し上げたとおりです、その、動機であり善意だつりとか、私的な利益を追求したものではないと考えていました。監査請求があったから、処分しなきやいけないと言うよりも、その前段の、契約後の、その1番最初の業者と契約した後、それを、高価、から地にしていた行為。その行為は、もう問題があったので、そこ、それも含めると、やはり何らかの処分はしなきやいけないと言うところは、認識はありました。

○地引代表監査委員 今のお話伺っていると、この、和解の内容拝見する限りでは、今回そこが、クローズアップされていると言うか？言うことでもあるので、それはそれで、1つ、あの、処分下した際の、判断の範囲と言うのは、押さえることは、と言うところですか。あとは、これ本当に。秘密の漏洩、善意のか、悪意なのか、それはそうだし、おっしゃる通り、こういう秘密に当たるのか、ただ、單なる、事実確認か、難しい点がありますけれどね。わかりました。

○大多和監査委員 確認しておきたいのは、措置請求書が、7月22日に、受理をしています。それの以前に、このことについて、請求者の方は、公開質問状を、町に出しています。それは、本人が、それに当たらないと言う、認識から公開質問状を出すと、言ったものにあります。そして、え、ここは、あと、話が公開質問状を受けて、秘密の漏洩に当たると言う認識をしたのか？あるいはその時点で裁判中だったんで、それよりも、裁判の、方向を重要視して居たのか？

○緑川関係人 秘密の漏洩って言う考え方として、今回の事案で行くと、監査委員さんが元々、質問しようとしていた質問内容を、故意に取得して、それを相手方に漏らしてしまった、と言うことが秘密漏洩かなと言う考えはまずありました。質問状の、秘密漏洩ではないのに、秘密の漏洩って言うには、取られて居なかつたのが、町としては正直なところです。請求人からすれば、そうに見えていた、のかも知れない。そこは、取り方の、違いはあるのかな、と言うところで、回答を町としてはしてましたけれども、

○大多和監査委員 いつにしても、そこまで町が対応してきたことについては、実態として理解ができました。

○地引代表監査委員 今回の請求に対しまして、結論がどうこうというには、まあ1つありますけれども。措置請求の中にある、どのタイミングで処分を下す、というのも1つ、ポイントになってきておりますので、まあ、そちらについてちょ

うど、意見が出られたので、まあ、それを踏まえた上で、いつの地点が正しかったのか、まあ、それを踏まえてちょっと結論を出していきたいなという風に思っています。それをちょっとまた資料の公開をさせて頂き、確認することが出でくれば、まあ、お取り合いの方を頂いて行きます。我々の方からだけですけどね。、ご質問事項は1つとなります。この際なので、何か今までちょっとお話をした、含めてですね、特にこれは述べたいということがあれば、発言いただければというものなんですが。

大丈夫ですかね。

そうしましたら以上で、町職員の意見聴取を、終了します。本日はご意見を参考に致しまして、今後の監査を進めさせて頂きますので、よろしくお願ひいたします。本日はお疲れ様でした。お疲れ様でした。ありがとうございました。

○長谷川書記 ただいまを持ちまして、令和7年10月30日白監査44号および同日続け白監45号で処理いたしました、白子町職員措置請求書についての、町職員の意見聴取を終了いたします。本日はお疲れ様でした。